

第五十一回 参議院 通信委員会 會議録 第十六号

昭和四十一年四月二十一日(木曜日)  
午前十一時十七分開会

委員の異動

四月二十一日

館

哲二君

補欠選任

松平 勇雄君

出席者は左のとおり。

委員長 田中 一君  
理事 植竹 春彦君  
新谷寅三郎君  
西村 尚治君  
野上 元君

委員

小沢久太郎君  
古池 信三君  
白井 勇君  
寺尾 豊君  
松平 勇雄君  
谷村 貞治君  
鈴木 強君  
鈴木 市蔵君

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

事務局側

常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

説明員

日本電信電話公社総裁 米沢 滋君  
日本電信電話公社職員局長 遠藤 正介君  
日本電信電話公社計画局長 宮崎 政義君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○郵便局舎等整備促進法案(衆議院送付、予備審査)

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に關する調査(郵政事業及び電気通信事業の運営に關する件)

○委員長(田中一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打合せの協議事項について御報告いたします。

本日の委員会においては、午前中、郵便法の一部を改正する法律案及び郵便局舎等整備促進法案の提案理由説明を聴取した後、一たん休憩し、午後は調査事件を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(田中一君) 次に、委員の異動について報告いたします。

本日、館哲二君が委員を辞任され、その補欠として松平勇雄君が選任されました。

○委員長(田中一君) これより議事に入ります。

光村基助君から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ないたいと存じますが、互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さうそれでは、理事に野上元君を指名いたします。

○委員長(田中一君) 郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から、提案理由の説明を聴取いたします。郵政大臣。

○郵政大臣(都祐一君) ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案の提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の円滑な運営と、これに要する財源を確保するため、郵便に關する料金を改正するとともに、郵便物の種類体系等を整備して業務の効率化を進め、あわせて利用者に対するサービスの改善のため、所要の規定の改正を行なうとすることであり、郵政の発展に資するものと存じます。

まず、郵便に關する料金の改定について申し上げます。

郵便物の料金は、昭和二十六年に全面的な改正を行ないまして以来、昭和三十六年に第三種郵便物及び第五種郵便物等の料金について若干の調整を行なつたほかは、改正を行なわず、収入の基礎である書状及びはがきの料金につきましては、今

日まで十五年間据え置かれたままとなっております。

このように、郵便料金の中心をなします書状、はがき等の料金が、長期に安定し得ましたのは、戦後の復興に伴つて物価が著実に増加し、これを基礎とする郵便収入も、順調に伸長したためでありましたが、最近では、事業収入の増加も鈍化の傾向を示し、一方、ベースアップ等による人件費の高騰、運送費の増加、局舎・施設の整備拡充等のため、事業財政はきつめて苦しくなつてまいりまして、昭和四十年度は、当初予算において、すでに五十六億円の収入の不足を生じている状況でございます。このままの状態では、来年度以降相当額の赤字が予想されるに至っております。

また、業務の正常な運行の確保、事業の近代化、機械化等の推進のための諸経費の増加も考慮しなければなりません。そこで、この際、郵便料金について所要の改正を行ない、事業収支の健全化をはからうとするものでございます。

改正の方針といたしましては、料金の引き上げはこれをつとめて低位に押えることとし、全体の増収率は二・八・八％にとどめるようにいたし、また、通信教育、学術雑誌、定期刊行物等については、その特殊性を十分考慮いたしました。

料金改正の内容を申し上げますと、まず、第一種郵便物は、これまでの第五種郵便物を統合し、これを形状によつて、定形郵便物と、非定形郵便物に分け、定形郵便物は、二十五グラムまで十五円、五十グラムまで二十円、非定形郵便物は、五十グラムまで二十五円といたしました。

この結果、書状につきましては、二十グラムまでのものは、十円から十五円になりますが、二十グラムをこえ二十五グラムまでのものは、二十円のもの十五円と安くなる面もございます。なお、これまで十二円の定価であつた簡易手紙は、名称

郵便書簡と改め、十五円で発売するようにいたしております。

はがきにつきましては、五円を七円とし、年賀はがきの低料扱いは、廃止したいと考えております。

第三種郵便物は、従来の百グラムごとに二円を、百グラムまで三円とし、百グラムをこえるものは、五十グラムごとに一円を加えることに改めました。

第四種郵便物につきましては、通信教育のためのものは据え置き、農産種苗等は従来の二円を六円に改め、また、学術雑誌を新たに加え、百グラムごとに十円といたしました。

なお、特殊取り扱い料金につきましては調整を行ない、特に速達料につきましては、従来均一料金でございましたものを、重量別に四段階に分け、それぞれの料金を設定いたしました。

次に、この法律案におきましては、郵便物の容積及び重量の制限につきましては、その最大限は引き下げ、最小限は引き上げるようにいたしております。改正内容を具体的に申し上げますと、通常郵便物の容積の最大限につきましては、長さ四十五センチメートルを四十七センチメートルに、幅三十センチメートルを三十七センチメートルに、厚さ十五センチメートルを十七センチメートルにし、第一種郵便物の重量の最大限を六キログラムから四キログラムに改めることといたしております。最大限の引き下げによって差し出すことのできなくなる通常郵便物は、現状から見ましてほとんど皆無でございます。最小限につきましては、長さ十二センチメートルを十四センチメートルに、幅七センチメートルを九センチメートルに改めることといたしておりますが、最小限の改正につきましては、経過期間を設ける等の配慮をいたしております。また、小包郵便物の容積の最大限につきましては、取り扱いを容易にするため、長さ百センチメートルを一メートルに、長さ、幅及び厚さの合計二メートルを百五十センチメートルに改めることといたしております。

第三に、この法律案におきまして、業務の能率

的運行をはかるため、料金の割引制度を設けることといたしております。

これは、郵便物の取り扱い量が特に多い郵便局に、第一種郵便物または第二種郵便物を、一時に三千通以上、府県別の区分等をして差し出される場合、その料金の合計額の百分の十以内の範囲で料金を減額して、利用者の御協力に報い、ひいては、郵便物の集中する郵便局の作業を軽減し、全体の流れを円滑にいたそうとするものでございます。

第四は、書留制度について若干の改正を行なうことといたしております。

まず、書留郵便物を亡失または棄損した場合に郵政省が差し出し人に賠償する限度額を、現金については五万円を十万円に、物品については五十万円を百万円にまで引き上げることとし、また、損害賠償額の申し出がない場合の賠償額の限度を千円から三千円に改めることといたしております。

さらに、現在の書留の取り扱いのほか、引き受けと配達記録を行ない、万一、亡失または棄損した場合には、二千円を限度として損害を賠償し、料金も安い、新しい簡便な書留の取り扱いをいたすこととしております。

第五は、非常災害の場合に、被災者の救助活動を行なう地方公共団体または日本赤十字社にあてて、一般の方々から救助物資を送られる場合、その小包郵便物の料金を免除いたそうとするものであります。

第六は、書き損じをしたり、印刷を誤ったりしたはがきの交換ができるようにしようとするものであります。はがきを誤って書き損じたり、印刷を間違えたりすることは、間々あることであります。これが全くむだになるのは避けるべきであり、交換に際しては一定の手数料をいただいで、交換いたしますので、一定の手数料をいただいで、交換いたします。

第七は、現在なお、法律に違反して現金を普通の手紙の中に入れて送られる事例が見受けられますので、これに對しまして、必要な措置を設けようとするものでございます。

郵便法では、法令に違反して差し出された郵便物は、差し出し人に還付することとしておりますが、現金在中の普通郵便物をそのままだと返すのは、法律で普通郵便物に現金を封入することを禁止している趣旨にも反しますので、今後は、書留と同様の取り扱いをしてお返しすることとし、なお、その際、今後法律を守つていただく意味も含めまして、書留料の二倍に相当する額の還付料をいただくようにしようとするものでございます。

以上のほか、この法律案におきましては、料金受け取り人払いの手数料を省令の定めるところにゆだね、また、私書箱使用料を免除できる場合の規定を設け、あるいはまた、昭和三十六年六月当時、すでに建築中のもの、または建築されていた高層建物に対する受け箱設置義務の適用猶予期間を昭和四十二年十二月三十一日までにする等の改正を織り込んでおります。

なお、この法律案の施行期日は、周知その他準備がありますので、本年の七月一日を予定しております。

以上、提案理由及び主要な内容を申し上げますが、今般の法律改正により料金が改定され事業収支の均衡が得られました。これは、事業の近代化をはかり、郵便物の確実、迅速な送達につとめ、国民各位の御期待にこたえるべく、懸命の努力を傾ける所存でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(田中一君) 自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(田中一君) 次に、郵便局舎等整備促進法案を議題といたします。

発議者から、提案理由の説明を聴取いたします。

衆議院議員(森本靖君) ただいま議題になりました郵便局舎等整備促進法案について御説明を申し上げます。

郵政事業は、国民文化の向上と、経済の急速な

伸長に伴ないまして、年とともに発展し、取り扱い数は最近著しく上昇し、今後さらに激増することが予想されます。

これに對し国民の負託を受けて、事業を円滑に処理するためには、郵政省は適正な要員の配置と執務上の施設を完備することが必要であります。とりわけ、郵便局舎の整備は緊急問題と言わなければなりません。

現在の郵便局舎の状況は、全国で一萬五千八百八十六局昭和四十年三月末日現在設置されておりますが、そのうち、郵政省の所有するものはわずかに千七百局で、他の一萬三千九百八十六局は借り上げ局舎の九五%までが、個人所有のものであるために、国有局舎に比較して、通風採光等が非常に悪いというばかりでなく、老朽かつ狭小のものが多くありまして、公衆の利用上においても、職員の仕事上からも、早急に整備する必要があります。

この法案はこの趣旨に基づいて制定しようとするものであります。

次に、この法案のおもな内容について申し上げます。

第一に、この法案は公衆の利便を増進し、事務能率の向上をはかるために、老朽、狭小の郵便局舎を郵政省みずからの手によって建築、修繕、模様替え等を行なうことを明らかにしております。

第二に、郵政大臣は郵便局舎等整備審議会の議を経て、昭和四十一年度以降十九年間に於ける郵便局舎等整備計画を作成し、閣議の決定を求めることとあります。

第三に、郵便局舎等整備十九年計画の実施に要する経費の財源については、政府は各年度に新たに積み立てられる簡保積み立て金の二十分の一を下らない額を郵政事業特別会計に貸し付ける措置を行なうこと及び郵便貯金特別会計における剰余金からの一部貸し付けを行なうことを定めることにも、その他において財政の許す範囲において必要な措置を講ずることといたしております。

第四に、各省庁の長及び大蔵大臣または関係市

町村長は郵政大臣が申し出たときは、郵便局舎等整備計画の円滑な実施に協力することにしておきます。

第五に、郵政省に委員十二名以内で組織する郵便局舎等整備審議会を設置して、郵便局舎等整備に関する重要事項について調査、審議し、また、郵政大臣に意見を述べることとしておきます。

第六に、政府はこの郵便局舎等整備促進法の実施に要する経費の財源に充てるため、郵政事業特別会計法の一部を改正して、一般会計からこの会計に繰り入れることができることとしました。なお、この法案実施にあたって、昭和四十一年度以降十年間に必要とする経費は約千五百二十億円であります。

以上のとおりでございますので、何とぞ、十分御審議くださいます。すみやかに可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(田中一君) 自後の審査は後日に譲ります。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(田中一君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○野上元君 郵政大臣にお聞きしたいんですが、今次の春期闘争もようやく山場を迎えたようで、二十六日には相当大がかりな公労協の実力行使があるようです。したがって、この実力行使が行なわれるということになると、通信関係に与える影響も相当大きいと思うんですが、これを官房長官は何かして避けたいというふうなことを盛んに報道されておるようですが、郵政大臣としては、どういふ態度で臨まれておるのか、あるいはまた、どういふ具体的な対策をお持ちなのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(都祐一君) 組合の闘争目標が賃金引き上げでありますから、できるだけ早急に有額回答をいたしたいと考えて、目下取り運び中でございます。

○野上元君 郵政大臣が心の中で定められておるその有額回答を出せば、この争議行為はとまるといふ御自信がありますか。

○国務大臣(都祐一君) できる限り検討を重ねておりまして、最近の民間賃金の動向等も見ながら検討いたしております。組合側にも累次、違法なストライキというふうな状態に相ならぬようにということの話し合いもいたしております。したがって、何とか円満な妥結を見るようにつとめたいと考えております。

○野上元君 大臣は、民間等の賃上げ等とも十分に比較をして回答を出されるというお話でございますが、大抵民間にもいろいろとありますが、大手と言われるようなところは、大抵今回の回答が出そろってあるようでありまして、昨年の大抵一割増ししないし一割五分増しぐらいの回答が出ておるようですが、郵政当局としても、昨年の賃金引き上げよりも一割ないし一割五分ぐらい上げて出される、こういうお考えでしょうか。

○国務大臣(都祐一君) 有額回答の構想については、目下いろいろと、できる限り今後組合との間も円滑にまいるように、したがって、私どもも当事者としていろいろ苦心をいたしておりますので、現在のところ、どの程度ということはまだ何とも申し上げかねるという状態でございます。

○野上元君 二十六日に迫っておる大きな統一行動を前にして、現在の段階においてはまだ何ともいふかねるということでございますが、それではあまりにも無責任な答弁じゃないでしょうか。私は、いろいろな法律的な制約がありますから、ここで大臣がずばり有額回答を出される、具体的な数字をあげて回答を出されるという答弁をされるというのを期待しておるわけじゃないんです。しかし、先ほどもあなたが御答弁になったように、民間労組等の上昇率等は十分に勘案しながら、組

合が納得できる線を出したい、こういう御答弁でありますから、もしもそれが出るならば、おそろく組合としても相当受け入れることが可能ではないかというふうに思います。しかし、有額回答と言いますと、過去において出したことがあるのですが、たとえば、去年でしたか、たしか五百円の回答を出したのですが、五百円ではおそろく話にならぬと思うのです。これは郵政内部においてもそうでしょうし、電電公社等においてもそうだろうと思っておりますが、これに一割を増して五百五十円を出して、郵政当局の誠意を見せた、こういうことにはならぬと思うのです。その辺のことをもう少しあなたの方で、ものを申すことができるならば、われわれを安心させるようなひとつ答弁をしてもらいたいと思います。

○国務大臣(都祐一君) 郵政省としても、ほんとうに業務の運行にいつも最善を期していかなければならぬのでございまして、十分相手方の言いますことも、また、最近の各賃金の動向等も十分見ては考えます。それから、おっしゃるように、昨年の有額回答、これがあの程度ではおっしゃる野上さんのお気持ちも私もよくわかるのであります。

さて、それでは、それがどうなるかということになりますと、鋭意検討をいたしておるということ、いまのところ、その検討をさらに進めてみたい、こういう状態でございます。

○野上元君 それでは質問の角度を少し変えてお聞きしたいのですが、このたびの二十六日予定されておる公労協の大がかりな統一行動を、これを事前に中止させるために、政府としてもいろいろ考えておられるようですが、政府としては、公労協の相手方である各当局に対して、ずばり有額回答を出して事態を収拾しようとしておるのか、あるいは、それは単なる形式的な有額回答であって、事態の収拾は依然として公労委にまかせる、言いかえれば、調停あるいは仲裁段階にまかせる、こういうふうにお考えになっておるのですか、どちらですか。

○国務大臣(都祐一君) 政府内部でも関係大臣が集まりまして協議をいたしております。今後、差し迫った時期に来ておりますから、協議をいたすことが必要だと存じております。各当事者であるそれぞれの主管大臣においては、有額回答によって事態を解決できることが一番望ましいと考えております。ただ、現実の事態が、現に公労委における調停中のことでございまして、その事態を頭の中に置いておられますけれども、有額回答が、できる限り相手方にも、誠意のあることがうつるようになりたいもの、ということは、私も考えておりますし、政府内部においても、他の閣僚もそのように考えておると私は存じております。

○野上元君 従来、予算は、賃金の引き上げを考慮せずに組まれておるのがならわしですね。したがって、すでに予算が通過した今日において、郵政当局がこの予算を重大に修正しなければならぬような有額回答を出すということは、法律的にも、あるいは国会の対策上も、できないのだ、こういうふうな消極的な態度で終始され、そして結局、公労委の仲裁の段階まで持ち込んで解決をしてきたというのが、従来の考え方なんです。これは、しばしば問題になっておるようになります。それは郵政当局に、全通との間の賃金引き上げ交渉については、当事者能力がないことになるではないか。これでは、いたずらに争議を長引かせるだけであるから、当事者能力をつけなければならぬじゃないか、持たせなければならぬじゃないか、ということが、しばしば問題になっておったわけでありまして、前総理大臣である池田さんが、当時の春闘を収拾するにあたって、将来は必ず当事者能力を持たせて、春闘というものが混乱しないように、また長引かないようにしよう、こういう誠意を持って努力するということが事態の収拾をはかったことがあるわけですね。それとの関係はどうなっておるのですか。郵政当局としては、その池田さんが言われた約束に基づいて、十分に当事者能力がありと考えておられるのか、あるいは、や

はり制約的な当事者能力しかない、制限的な当事者能力しかない、こういうふうにお考えになつてゐるのですか、どうですか。

○国務大臣(郵務一君) 有額回答をいたします場合に、おっしゃる通りに、予算上の措置ができておらないじゃないかという点、確かに昨年の有額回答のときもそうでしたけれども、この有額回答については、これに要する財源は、年度間における企業努力によって確保する、そして現行制度によって必要とされる手続を経て実施するのだというふうなことを、昨年の例でもそういう前提で有額回答をいたしておるのでございしますが、私はいまのところ、やはりそのような意味での有額回答に相なろうと思ひます。

それで、お尋ねの当事者能力の点は、確かに、団体交渉をいたすという点では、当局の自主的な判断にまかされておる。しかしながら、予算総則なり、その他の給与総額についての制約がある、そのような意味合いでは、両当事者間で有効に実施し得る協定が締結し得ないで、政府または国会で所要の措置が講じられないうえ、制限されておりますので、その意味のような制約といふものはくつついておるということ、これは是認せざるを得ないと思ひます。したがいまして、当事者能力につきましても、公務員制度審議会において適当な判断を下しますれば、私は、現在の法律の範囲内でも、でき得る限り当事者能力を持つてゐるものとして交渉に当たるといふことが必要である。しかし、どこかでいふも法律上の制約にぶつかると。そういった場合は、やはり公務員制度審議会の主要な題目であります、当事者能力についての、もつとはつきりした法令上の措置その他が講ぜられることは、私は望ましいことだと考えております。

○野上元君 依然として、完全な当事者能力といふものは、今日の段階においてはまだないという御見解のようです。まあ将来、公務員制度審議会がこの問題について結論を出すでしょうから、私も、これ以上この問題について追及をしたいと思います。

いせんが、池田さんの約束から見ると、やや政府としては消極的ではないかというふうに考へるわけですか。

そこで、いま大臣が言われたように、すでに通過した予算の実行を節約できる限度内において有額回答がなされる、こういうことになりませんか。そうしますと、その額は大体どのくらいですか。

○政府委員(會山克巳君) 大臣から御答弁がございましたように、調停段階におきまして賃上げ紛争がもたらしますならば、ということをお前提にいたしまして、企業努力によりましてその原資を見出だすというお話がございました。先生からそれじゃその範囲は幾らかというお尋ねでございますが、企業努力によりまして、金額的に幾らかということとは、今後の努力の程度いかんということになってまいらると思ひますけれども、さしむき非常に固いという点を申し上げますと、御案内のように、必要やむを得ざる、予見し得ざる場合に、出資経費として予備費がございしますので、その予備費移用の場合ですと、本年度予算では二十億でございますが、そのあたりが目安にならうかと思ひるのでございします。

○野上元君 そうしますと、結局、有額回答といつても、予備費の範囲内において出される以外に手はない、こういうことですか。

○政府委員(會山克巳君) その点につきましては、先ほど来大臣が申しておりますように、なお企業努力といふことによりまして、さらにめどが具体的に立つてまいりますならば、あるいは有額回答の額が去年の額にふえるといいたしますと、いまの予備費の範囲内に出します額にプラスの要素が加わる可能性もあるかと思ひます。しかし、その点は、先ほど来大臣がいろいろ御心配になつておられますので、まださういふ検討の段階でございしますので、ここでその額につきまして予見を申し上げるわけにはいかないのをごさいます。

○野上元君 あなたがいま答弁されている、基本になつてゐる予算といふのは、郵便料金値上げが実施された上での予算でよろしい。

○政府委員(會山克巳君) さうでございします。

○野上元君 そうすると、予備費の二十億円だけじゃなくて、相当増収があるはずなんだから、もしも郵便料金値上げが成立するといふ前提であるならば、相当思い切つた額が、有額回答として出せるのじゃないですか。

○政府委員(會山克巳君) その点は、御案内のように、予算を御審議いただきました段階におきまして、省側で歳出予算としていろいろとお示しいたしましたものは、ほとんど既定経費の増、あるいは新規にいたしまして、真にやむを得ざる新規の経費だけでございます。したがって、年度当初からベースアップの額といふものを予想した予算ではないわけでございます。先生の御っしゃる御質問に対して、やはりお答えいたしますと、さうなベースアップ額の隠し財源といふものは持つておらないといふことを言わざるを得ないと思ひます。

○野上元君 そうしますと、二十億円の予備費といふことになる、これはベースにすると四、五百円でしょう。おそろくさうだと思ひますが、かりに仲裁裁定が、二千円なり二千五百円なり、あるいは三千円なり出た場合に、いまの人事局長の話聞いてみると、一銭もさうした余裕はないといふことになる、当然それは補正予算でも組んでやる以外に手がないうことですか。

○政府委員(會山克巳君) いまお示しになりましたように、公務法十六条の規定によりまして、私どもは仲裁が出ましたならば、これは仲裁の裁定は、当然政府といたしましてこれを尊重いたし、また、私どもも服従の義務があるわけでございますから、規定によりまして、移流用その他予算総則の定めるところによつて所定の手続をとり、それによつて措置してまいらうことにならうかと思ひます。

○野上元君 全通の今回の賃金の引き上げ要求額といふのは幾らですか。

○政府委員(會山克巳君) 八千五百円でございます。

す。基準内賃金八千五百円でありました。

○野上元君 その要求額に対して郵政当局はどういう見解を持っておられますか。

○政府委員(會山克巳君) 昨年の十一月にその要求が出されましたときに、全通信労働組合の要求内容といたしましては、いま申しました額を四十年の十月一日にさかのぼつて支給することということが一つございました。それに対しては、昨年の五月十四日に申した仲裁裁定が実施されまして間もないときでございまして、私どももいたしましては、賃金額の変更につきましては必要を認めないものですから、それについてはお断りいたしました。ただ、四十一年度以降におきます賃金のアップにつきましては、先生も御承知のように、給与特例法の示すところによりまして、一般公務員賃金、さらに民間賃金その他の事情を勘案してきめることになっております。特例法のきめ方はさういふことになっておりますので、私どももいたしましては、民間賃金の出るのを待つて、その上で回答したいと申してきただのでございします。調停段階におきましては、賃金がきまるような時期が迫つてまいりましたら有額回答を出すといふことを、公務委の調停委員の前で申してきております。

○野上元君 八千五百円の要求が出、それを四十年の十月一日から遡及して実施せよという内容ださうでございしますが、その十月一日実施の遡及については、すでにその年度において賃金の引き上げが行なわれておるのだからそれは必要がないから断つた、しかし、四十一年度のベースの問題については、民間とのバランス等を考えながら検討したい、こういう御答弁のようでございますが、四十一年度におけるベースアップは何%ですか。

○政府委員(會山克巳君) 基準内賃金六・二五%でございします。

○野上元君 そうしますと、四十年度の物価の上昇率は大体七・五%ないし七%と言われておるわけですね。そうしますと、六・二五%のベースアップは、すでに物価の上昇によつて消されてしまふ。

まつておる。むしろマイナスになっておるという事実が政府の統計によって明らかにするわけだ。そうしますと、四十一年度において賃金を引き上げなければならぬということについては是認されておるわけですか。

○政府委員(會山克巳君) ただいま先生から物価と賃金の関係について絶対的な必然的な関係があるようにお話しただいたのでございますが、私どももいたしましては、先ほど申し上げますように、なるほど、その他の事情ということで物価も確かに賃上げの要素にはなるとお思います。しかし、絶対的な要素にならうというぐあいには考えておられないのでございまして、民間賃金等の状況を見ましても、民間賃金の中にも、もちろん物価が要素になっておることは認めますが、そのものずばりの要素ではないと思ひます。したがって、民賃にならう、私ども、特例法を適用する職員の賃金をきめるにあたりましては、賃金の上昇率よりも物価の上昇率が上回つておるといふことをもって、即四十一年度賃金をそれと同じ率だけ上げなければならぬという理屈にはならぬと思ひのであります。

○野上元君 いや私は別に、昨年と同じ率とかなくともかというのじゃなくして、せつかくあなた方が六・二五%の賃金引き上げを実施したけれども、消費者物価の上昇七・五%によって、その中身はゼロになった。むしろマイナスになってしまつていふということであれば、当然四十一年度においても、前よりも実質的に低くなつておるとすれば、これを回復することに努力することは当然のことじゃないですか。

○政府委員(會山克巳君) その点につきましては、組合等の同交の中でもいろいろ議論をしたのでございまして、過去五年間の実質賃金の上昇率と、さらに物価の上昇率等を勘案いたしましたも、総合的に見ますと、物価の上昇率が賃金の上昇率を上回つておるといふ実態でございまして、何回も繰り返して恐縮でございますが、やはり民間賃金の動向を見るということに主をいたしております。

私どもの賃金の考え方におきましては、ただいま先生のお話いろいろございしますが、絶対的に物価と意見もあろうかと思ひますが、絶対的に物価と合わせた賃金の上昇をせなければならぬというぐあいは私どもも見ておらないのであります。

○野上元君 わかりました。あなたの答弁を聞いておきますと、物価上昇が賃金引き上げの絶対的な条件ではない、しかし、相対的な条件ではある、その相対的な条件の中には民間の賃金もある、というわけですね。そうしますと、物価上昇が七・五%あつた、この事実はあなたも認められると思ひます。これは政府の統計で明らかになっておる。民間のほうも昨年より一割ないし一割五分ぐらいの上昇率で賃金引き上げが行なわれておる、こういうことを勘案して、しからば、全通の場合、郵政省の場合にはどれぐらいの額が適当だと思ひますか。

○政府委員(會山克巳君) どれぐらいの額ということば、先ほど申し上げておりましたように、私ども目下検討の段階でございまして、したがって、申し上げるわけにはまいらぬのでございまして。ただ、先ほどいろいろお話しございましたが、私ども、政府自身有額回答をしたほうがいいだろうという意見を持っておりますし、また、当事者である私どももいたしまして、有額回答はある時期にしたいとお考えおるわけでございますので、前向きな姿勢でおるといふことにつきましては、御了承を願ふと思ひます。

○野上元君 私は有額回答の性格についてはわかつております。だから有額回答は一応たな上げにして、また、郵政省の予算とも無関係に、あなたが二十何万という従業員を使われておる最高幹部として、先ほど申し上げましたように、物価上昇と民間賃金の引き上げとの総合的な関係において、観念的でけつこうですが、大体どれくらい上げれば妥当なのか、こういう結論は数字が出ておるんですから、簡単にあなたの頭の中には描かれるはずで、出てくるはずで、別に郵政省に、あなたが答弁したからといって、それを郵政省の

予算とは無関係に出せとは言いません。しかし、どのくらいのものが必要なんだというところはわかつたと思ひます。もしそれが出て郵政省の予算がないとすれば、それは郵政大臣が予算を獲得する努力をされればいいのであつて、その点をきつりしなればこれは意味がないじゃないか。

○政府委員(會山克巳君) 観念的、抽象的でいいというお話でございますので、まあそういう点から申しますと、御案内のように、一般公務員の賃金の確定方法におきまして、先生お詳しいように、企業規模百人以上の事業所をとらえて、その賃金額を見ておるのでございまして。したがって、私ども現在、もちろんその中には企業規模従業員千人以上の事業所も当然含んでおるのでございまして、この百人以上という規模の事業所をとらえて勘案するという立場から申し上げますと、御案内のように、いま出ておりますのは、先ほど先生のお話がございましたように、大手のところでございます。百人以上の企業規模のところにつきましてはまだ出ておりません。かつ、その出る時期等につきましてはかならず出てまいりましようし、御案内のように、現在の経済不況の点なんかも考えますときに、はたして去年より上回つたものが出るか、あるいは去年と同じか、ないしは出ないか等というのははつきりわかつておらないのであります。したがって、抽象的に申し上げますならば、むしろ、そういった企業規模百人以上の事業所がはつきりいたしまして、もっと詳細な資料を出しましてはつきりしたいという気持ちを持っております。ただ、例年四月の末から五月の初めにかけては、大体動向を勘案いたしまして、ある程度の回答をいたしておるのでございまして、それから、そういう点から申し上げますと、五月末まではほうつておくというつもりはございません。前向きな姿勢でございまして、また具体的な額については決定いたしかねるというのがいまの状況でございます。

○野上元君 民間の場合ですね、どういふものと比較検討するかというのは、郵政当局としても重大な問題でしょうね。われわれとしても考慮しなければならぬ問題だと思ひますが、大体その大手のほうは、私の得ておる情報では、松下電器とか、住友化学とか、あるいは鉄鋼とかいふのが、いま続々回答を出しておりますが、松下や住友化学などは四千をこえた回答を出しておる。鉄鋼が、最もことは不景気で過当競争で苦しんでおると言われながら、二千五百円の回答を出しておるわけですね。そういうことを考えてみますと、当然一つの皆さん方の頭の中には数字が形づくられておらなければならぬと思ひますが、それを数字そのものでお聞きしておるわけじゃないのですか、大体こういう程度のものを考えてよろしいのですかと。言うて私は聞いておるのですが、どうですか。

○政府委員(會山克巳君) たびたび同じようなことをお答えして恐縮でございますが、その点につきましては目下検討中でございますので、具体的なことを申し上げるわけにいかぬことをお許しください。

○野上元君 答弁できないのじゃ、これはもうしやうがないので、これ以上突つ込みませんが、公労委は、今回の賃金引き上げの問題についてどういふ進捗状態なんですか。

○政府委員(會山克巳君) 御案内のように、全郵政におきましては三月の二十二日、全通信労働組合におきましては三月の二十二日に調停申請いたしました、現在に至るまでに、それぞれ四回ほどの事情聴取がございまして、きょうをもつて最終の事情聴取が終わつた次第でございまして、さうな状況でございまして。

○野上元君 その公労委の中に、当然人事局長またはそれを代理する人が代行する人が郵政代表として出ておられると思うのですが、公労委の事情聴取に対して、郵政当局としてはどういふ態度で臨まれたのですか。出すべきであるという、民間に比較してですね、当然出すべきものは出すべきであるという態度で臨まれたのか。それとも、こしは出すべきでないという態度で臨まれたのか。どちらですか。

○政府委員(會山克巳君) その点は前者でござい  
ます。出すべきではないとは言っておりません。た  
だ、具体的な額等につきましては、民間賃金の状  
態を見てから出すというふうに申しております。

○野上元君 あなたのほうとしては、公労委が出  
して、仲裁裁定を出せば、当然これに服さなけれ  
ばならぬということになれば、予算との大きな関  
係があるわけですね。したがって、あなた方はあ  
なた方の立場から、公労委に対して、これくらい  
までは出せる、これ以上出されては困る、こうい  
う一つの線があるはずですね。労働組合は労働組  
合でまた別の考え方で線がある。そのときの線  
というものはどういふものですか。

○政府委員(會山克巳君) 先ほど来申し上げておりま  
すように、具体的にこれだけの線という実額につ  
きましては、ただいまのところ申し上げることは  
できないわけでございますので、再三でございま  
すが御了承願います。

○野上元君 それは、ただいま申し上げることが  
できないのであって、公労委の中では十分に述べ  
られたということですか。

○政府委員(會山克巳君) 公労委の段階におきま  
しても、具体的な額は民間賃金の状況等を見て出  
したいと思うので、いまのところ申し上げられな  
いということをお願いいたします。

○野上元君 それじゃ公労委として出しようがな  
いじゃないですか。これだけ出したら郵政省は困  
る、これならばのめるといっておおむねの線が公労  
委の中で明らかになっておらなければ、仲裁裁定  
としても出しようがないのじゃないですか。もつ  
とやっぱり正確なものをあなた方は持つて臨まれ  
たんじゃないですか。

○政府委員(會山克巳君) 全通は八千五百円、全  
郵政は六千三百円要求を出しておりますが、それ  
の算出根拠等につきましまして、組合側から詳しく詳  
細理由を申し述べられました。また、私どものほう  
におきましては、組合の主張しております、先  
ほど申し述べました昨年十月一日にさかのぼり得  
ない理由、かつまた、八千五百円の基礎になつて

おりますところのいろいろな事情、たとえば生計  
費の問題、また、ヨーロッパ並みの民間賃金の獲  
得の問題等、いろいろ理由がございしますが、そう  
いった理由につきましまして、私どもはこう思う、そ  
う思わないといった点につきましまして、いろいろと  
こちらの意見を申し上げて、それで現在に至つて  
いるような状況でございします。

○野上元君 そうしますと、公労委としては公労  
委の立場から、郵政省の予算を検討し、あるいは  
民間の賃金等の動向を見、あるいは組合の要求等  
を加味し、そして自由にお出しくださつてけつこ  
うだという仲裁裁定が出れば、これはもうのみま  
す、こういう態度で臨まれていくわけですか。

○政府委員(會山克巳君) 調停の段階でございま  
すので、調停の段階におきまして、調停委員会の  
公労委に出された調停案がもつともだという  
こととございしましたならば、私どもは当然それに  
従いたいつもりでおるわけでございますが、いわ  
んや、組合のほうでも調停を不満といたしまして、  
仲裁にあげまして、仲裁が出たということになり  
ますと、当然、先生おっしゃられますように、服  
する義務がございしますので、私どもとしてはそれ  
に従いたいと思ひます。

○野上元君 私は非常に郵政省の態度は消極的だ  
と思うのです。かりに調停案を出すにしても、組  
合は現実具体的な数字をもつて要求しておるわけ  
です。郵政省のほうでは具体的な数字を出さないで、  
とにかく、全般的な状況を加味して調停してもら  
いたい、こう言うだけでは調停委員会としては非  
常にやりにくいと思うのです。しかし、組合の  
八千五百円を二割割つても四千二百五十円にな  
るわけですから、調停委員会としてはそれを出さ  
ざるを得ないのじゃないですか。あなたのほうが五  
百円でも出しておれば、九千円になつて、四千五  
百円になるけれども、やりようがないのじゃない  
ですか。それはあなたが、幾ら質問しても言わな  
いから、これ以上追及しませんが、最後に、時間  
がありませんから、大臣にひとつお聞きしておき  
たいと思ひます。これは重要な問題

なので十分ひとつ心にためておいてもらいたい  
と思ひます。

それは、佐藤総理がしばしば言明をされておる  
ところなんです。そしてまた、藤山経済企画庁長  
官がこれを裏づけておる問題なんです。賃金の  
平準化は悪なりという考え方なんです。池田さ  
んの時代に賃金の平準化が行なわれて、そして、  
それが進むにつれて、今日の経済のアンバランス  
が生じてきたのだから、賃金の平準化ということ  
はやるべきでない、したがって、言いかえれば、  
支払い能力のあるところはどんどん出してよろし  
い、しかし、支払い能力のないところまで、支払い能  
力のあるものに追従する必要はない、そういうこ  
とをやるから企業が非常に危殆に瀕するのだと、  
まあそういう発言をされておるのです。これはも  
う非常に重要な問題なんです。これをたとえは  
藤山さんの言をかりていへば、こういうのです。  
佐藤さんの言つたことは、同一産業内において、  
ある程度の平準化はやむを得ない、しかし、異種  
産業の間に平準化は必要ない、こういうふうに彼  
は答弁をいたしました。これは私は物価問題で質  
問したときに答弁をしておるわけです。これを公  
労協に引き伸ばす場合、一体どういふふうになる  
のかという問題であります。支払い能力というこ  
とになると、御承知のように、郵政省のほうに、き  
めて硬直した予算をかかえておる省は非常に問題  
があると思ひます。しかし、これは働いておる  
従業員の責任ではないのです。これは企業の特  
性から来る必然の結果なんです。したがって、  
私の考え方は、少なくとも公労協というものは、  
あるいは、それに対応する各省各公社は、大体同  
一産業とみなしてよいのではないかと、こういうふ  
うに私は考えるが、郵政大臣は一体どういふふ  
うにお考えになられるか、ひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(郵務一君) 私も三公社五現業が業種  
を異にすると思ひますが、いわゆる民間の業種  
とおのずからその度合いを異にいたしました。む  
しろ、法律でも言うておる、公共企業体等と言わ  
れていくくりにして言われております三公社五現

業というものは、私はひとしく国民全体のもので  
あり、したがって、同じように国民全体が納  
得される賃金を受けるべきものだと思ひるのであり  
ます。さういふにいたしますならば、三公社五現業  
間につきましまして、少なくとも基準内賃金におきま  
しては、これらの相互間に格差を生ずることはな  
いほうが好ましい、むしろ、そういう意味合いでは、  
一つの業種といふぐあいには三公社五現業が扱われ  
ますことのほうが、私は三公社五現業の実態とし  
て適当なのではないか、このように考えておりま  
す。

○野上元君 ただ、ここで、私は郵政大臣にお願  
いしておきたいんですが、三公社五現業の中で、  
先ほど申し上げましたように、郵政の場合には八  
十数%という人件費をかかえておるわけですね。  
したがって、予算には、いわゆるフレキシビリ  
ティーといふものはないわけですね。ほとんど硬直し  
てしまつていふような状態の中で賃金をきめてい  
くわけですから、上昇させていくわけですから、  
他の公社とのバランスを考へる場合に、どうして  
も郵政省のほうに低いところをバランスしてくる  
ということが往々にしてあるわけですね。これは  
他の公社にとつては非常に迷惑千万だと思ひので  
す。したがって、公労委の中で、他の三公社五現  
業と歩調を合はせてもらいたいという要求はいい  
と思うのですが、しかし、他の足を引っぱつて、  
そして低くしてしまつて、そして、みんな郵政に  
右へならえといふようなことになつては、これは  
やっぱり問題があると思ひます。というのには、  
民間との賃金を比較した場合にアンバランスがま  
た生じてくる。一番低いところに標準を合わせる  
のではなくして、郵政の場合は、むしろ、さうい  
う点では消極的にしてもらつて、しかし、足並み  
だけはそろえるような努力をせひしてもらいた  
い。さうでない、他のほうにも非常に迷惑がか  
かる、こう考えます。その点をひとつ大臣から御  
意見を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(郵務一君) ただいま野上さんのおつ  
しゃいました点は十分そのように考え、もちろ

なで十分ひとつ心にためておいてもらいたい  
と思ひます。



ん、先ほど来、冒頭からお話のございましたように、また、いまも御指摘のございましたように、郵政事業特別会計——このたびの料金の改定をお願いいたしましたも、御指摘のように、本質的に人件費が圧倒的に大部分を占める事業でございますから、おっしゃるようなフレキシビリティのまことに乏しいものではございます、ございませうけれども、賃金、給与そのものにつきまして、いまおっしゃるような意味合いで均衡はとりながら、しかし、もちろん、他に悪い影響の生ずることを可及的避けるという態度で、私は郵政部門における給与の今後の扱い方を考えさせていたきたいと思います。

○野上元君 最後に要望して申し上げておきたいと思いますが、ひとしからざるを憂えるというのは、非常に強いやっぱり一般の気持ちだと思ふのですがね。したがって、もしもそういう状態が現出すると問題は非常にこんがらがるし、混乱するし、長引くというおそれが十分にあります。そうすれば、国民にそれだけ迷惑がかかるということにもなりますから、その点は十分に留意してもらって、円満に解決されるように要望して、私の質問を終わりたいと思います。

〔委員長退席、理事野上元君着席〕

○鈴木強君 春園もたいへん大詰めに來まして、私も政府、公社の見解をただしたいと思ひますが、野上委員の質問もありましたので、重複を避けたいと思ひます。私は順次伺いたいと思ひますが、最初に、いま大臣がお答えになりました給与のあり方について、ちょっと私は違ふんです、見解が。公社法第三十条というものは、電電公社職員給与をきめてある、どうあるべきかということ。そこには、「職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならぬ」、ここが大事なところなんです。二項には、「国家公務員及び民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」。三公社五現業の場合は、内容的には、国家公務員の五現業と、そ

うでない三公社があるわけでしよう。一体、昭和二十七年の八月一日から、かつての電氣通信省といふものを——郵政省から電氣通信省、電氣通信省から公共企業体、こういふふうに、公共企業体の経営に切りかえた妙味というものは、一体どこにあるのですか。あなたは非常に画一論を言われているんですけれど、私は違ふと思ひますよ、その考え方は。公社をつくった趣旨というのは一体どこにあるのですか。高効率、高賃金制、合理化を進めて成績をあげる、その努力に報いる道は当然私は約束されておったと思うのです、あなた論から言へば。これは何のために公企体にしたのかさっぱりわからぬです。その点どうですか。

○国務大臣(都布一君) 私もその点はむずかしい問題だと思ひます。しかし、給与という点から私は民間における他の異種産業の間におけるのは、おのずから、いわゆる公労法に規律されております三公五現については違つたものがあるのじゃないか。ただ、私は、おっしゃる通りに、公社を企業体として扱いましたときの企業というところ、それから、たとえば郵政事業特別会計における企業体の経営するということ、その企業というものに多分に差があることを感じておるのであります。同じように法律に企業と書いておるけれども、公社という制度を特に設けましたということとしては非常に違つた意味を持たしているということとは、私もそのように考えます。考えますけれども、三公社五現業というものは、何と申しますか、国民全体の立場から見まして、民間との差ということを考えますと、先ほど野上さんに申し上げましたような意味合いで私は給与というものを考えるべきである、こう思ひます。しかし、今度は、公社というものの企業性という点では、非常に特異な、発展させようという点で公社という制度が設けられたということは、私もそれはそのとおりだと思ひます。

○鈴木強君 あなたがニュアンス、いわゆる色合いにおいても触れないから私は言ったのですよ。公共企業体というのは、これは佐藤さんが非常に

はつきり言っているように、私は当時労働組合の書記長をやつておりました、大臣の部屋に呼ばれて聞いておるので、成績をあげてくれ……。国家公務員、国有国営という形のワケを離れて、自主性を持つて経営してもらつて、能率があがればそれだけの給与改善もやれるのだというのが唯一の公共企業体の妙味だったので、それをあなたがここで否定するやうな発言をされたのじゃ、われわれも黙つておられぬし、それから二十何万の従来員は、これは何のために能率をあげているのかさっぱりわからぬ。幾ら努力しても返るものが何にもないというのじゃ、これは従来員は勤勉の精神どころか、怠惰の精神を高揚することになりますよ。これはだいたい注意をしてもらわなければならぬ。公共企業体何ぞや、これは私、あなたと不幸にして根本的な論争をすることがままでなかつたんです。歴代大臣と私はやつてきたんですが、答申が二回も出ておつて、その答申の内容を御存じですかという、よく知らない。そこで、ここでやり合つて認識してもらふ。そして、その古い考えを是正し、本来の公企体のあり方を持つていく努力をやらなかならないですよ、これは。そういう意味から非常に私は大事な発言ですから、一言申し上げておきます。

政策上、賃金決定の場合、諸般の情勢からして、できるだけ格差をなくしていこう、いいほうにならしていこう、そういう意味でしたら私も多少わかる。ですから、いまも閣内でもつて、今度の有額回答を、全然差をつけないでびりつとやるか、差をつけるべきかという論があるでしよう。まだ閣内一致していないようですが、多少差をつけて企業努力に見合ふべきだという閣僚諸君もおられるやうだし、そうでなくて、全部一律だという御意見もあるやうですが、そこらのところはまだ政府の態度がきまつておられぬと思ひますが、これは所管をしている電電公社の大臣ですからね、閣議の中でもやはり御主張があると思ひます。そういう際に、電電公社企業というものを正しくやっぱり理解していただいて、職員が努力をして今日非

常な成果をあげている、その努力に見合うひとつ最高のものを出してやる、そして、これが郵政職員なり、他の公務員である公共企業体職員、労働関係法を適用されておる職員に、できるだけ有利にいくようにやるといふのが、私は大臣の意見じゃないかと思ふ。そういう点を野上委員は言ったので、この公共企業体そのものの性質の性格というものを否定されるやうなことを言われたのは黙つておられぬから、私は重ねてあなたに申し上げておきます。その点の認識は十分持つてやっていますか。

○国務大臣(都布一君) おっしゃるとおり、確かに、公社という制度が戦後できるときに、現在の公社の作業を一挙に民間に移したらどうかというやうな議論も、経過の際に、非常に一種特別の特徴を持つた、日本で最も能率的なものをこしらえようというやうな考え方、そのとおりの理想的な発展をしているかどうか、これはまた別に論じなければならぬ問題でございます。それには、あらゆる法律上の差もあるのではないかと、おっしゃるやうな企業体としての非常な独特な形を持つていくこと、これは非常に活発な活動をしなればいけない、そういう認識は十分持ちまして、そして、この給与の問題について考えさせていただきます。

○鈴木強君 その点は、私は非常にくだいようですが、多少予算委員会でも総理にも見解承りました。総理は当時の責任者ですから、よく事情も知つております。ただ、公共性という立場に立つて、思い切つた自主独立な経営というものの対する、政府なり国会からの干渉というものを、できるだけ排除していこうという気持ちがあるのだが、その限度について悩んでおるのだ、公務員制度審議会もあるし、そこでひとつ十分に考えたい、こういう御答弁を私は総括質問でいただいているわけですよ。ですから、あなたも民間移行なんていうことも御発言あつたわけですから、そのいきさつについても御勉強だと思ひます。ですから、これ以上言いませんけれども、少なくとも日本の公

共企業体というものを、本来の姿に、やはりできるだけ制度上欠陥があればこれを是正していくとか、運営上の点についても、できるだけ自主性を尊重してやるというふうな、そういう方向にひとつ格段の努力をしていただく、公務員制度審議会などにも政治的な、総理なども相談したならば、そういう意見を反映するようにしていただきたいと思ひます。

そこで、いろいろ野上委員からありましたから、重複は避けませんが、私は何と言つてもやはり当事者能力というのが今日ない。政府はあると、こゝろおっしゃっているが、われわれはなにも同然で、ほとんどないと言つてもいいと思ふ。それが今日、毎年毎年の春闘においてゼロ回答であり、あるいは二百円、三百円、五百円というふうな、そういう中途はんばい回答が行なわれて紛争の種になっているのです。ですから、この当事者能力を持たせるといふ基本の問題を解決しない限りはだめなんだ。そこで、それは言つても、現実にはない中でやっていると、制度が改正されない中でやっていると、去年有額回答が五百円で、これはゼロだ、去年すいぶん政府も、公企体関係の労使の紛争に対して、大所高所から指導に当たったようです。企業自体は能力がないのですから、たとえ三百円、五百円出すにしても、このワクを越えることになりませんと、国交で出せない。そこで、いろいろ政府が考えた末、何とか差し繰りできないかというので、五百円ぐらいだったらどうにかなるだろう、経費の節約その他で、それで五百円出した。その誠意は認めますよ、ばくら。団体交渉の段階において、そういう多少でも当事者能力を発揮して、自主性ある労使間の紛争を解決しようとする努力は多とする。これは物価が七・五%上がった、さらに公共料金がどんどん上がつて、政府の見通しでも五・五%の物価が上がる、これはおそらく一〇%になると思ふのですが……、そういう中でゼロを出したということは、明らかに自主性そのものについて行き当たりばったりで、

ことしはもうゼロで、あなたまかせというので国交が突らないから公労委送り、調停送り、こういうふうな態度をとつておるのは、どうも終始一貫しておられないし、何か去年よりも春闘解決に対する政府の態度は後退したんじゃないか、こういうふうに私は受け取らざるを得ないのですけれども、この点は大臣どうなんでしょうね。

○国務大臣(都祐一君) この点は、私は後退してないと思ひます。とにかく、昨年の有額回答という例があった。これを土台にして、さらに発展して、それぞれの当事者の考え方、もちろん、もとであります。政府としても、積極的に事態の解決をはかることが、それぞれの業務運行に非常に大事だということの決心と努力はかなり真剣にいたしております。ただ、何と申しますか、先般、関係関係が集まりまして相談をいたしましたけれども、そのときだけでは、直ちに結論は出てまいりませんでした。したがって、実は先ほど、昼、労働大臣なども話をいたしておりました。まあ早い解決を何とかしよう、そういう機会を早く持ちまして、おっしゃるようによい、いままでもりもつと進んだ態度でいい回答が出ますように努力をさせていただきたいと思ひます。

○鈴木強君 大臣、努力を私はしてないとは思ひませんが、御苦労ですよ、たいへんです。郵便料金の値上げなんか、たいへんでしょう。ばくらもたいへん御苦労に思ひますけれども、ただ、昨年五百円でも、とにかく有額回答が団体交渉で出たわけですから、もちろん、組合は五百円でオーケーじゃないわけですから、不調になって公労委送りになりましたが、五百円というものを誠意を持って国交に出したということは、やはり当事者能力——一方は当事者能力がない、一方は当事者能力がある、あるならこればつちだから出しにくい、こういうことで政府と相談してこのくらいいいというので出してきたのです。そういう形の上のことであつても、当事者能力の努力をしたというのです。昨年は、ことしは団体交渉は全部ゼロ。あなたは、労働省の所管ですからおそらく労働大臣からことしはゼロだと、団体交渉はゼロで突つたおけというので、公社のほうにはそういう話をしておいて、団体交渉で賃上げをするというこ

とすらいかなぬというのです。物価は上がるのに、賃上げの方向すらなかなか認めないというふうな交渉が進んできたのじゃないですか。ですから、そういうことが五百円あるいは四百円出してもしょうがないから、この際、ひとつゼロで出しておいて、次の公労委の調停段階あるいは仲裁段階で、思い切つた組合が納得するようなのを出そう、こういう心でおやりになったのか、その点は私はわかりませんが、もしそうであれば多少わかりませんが、筋として考えた場合には、どうも昨年よりかは後退したのじゃないかというふうに感じたもので、それから、私は率直に何つたわけですか。予算委員会でも、労働大臣は、そういう指導はしません、各当事者が自主的判断でやつていただくと言つていろいろ情報をとつてみると、政府の指導によつて、ことしは全部ゼロ回答ということ、ゼロ回答になった。ですから、そこは政府は前向きとおっしゃいますけれども、どうもうしろ向きにことしはいつたのじゃないかという気がするわけ

です。そこで、ひとつ、公社の総裁もおられますが、専門的なことは事務局でもけつこうですが、一体、昨年五百円ですか、御苦労されて出しておられましたね。しかし、これでも不調になって公労委にいつたのですが、ことしはどうして団体交渉で一銭も上げない、民間賃金とか物価とか、いろいろ理由を出したようだけれども、賃上げはせぬと終始がねばつたから、一方から見ると、何だか物価が上がつて、しかも、ことしも上がつていくという中で、一銭も上げないという態度はひどいじゃないか、血も涙もないじゃないか、公社は一体われわれの生活はわかつていのかと言つて奥さん方がおこるわけ。そのことはやっぱり全従業員に士気に影響すると思ふのです。どうして団体交渉でゼロ回答をしたのですか。去年やつてことしどうしてできないのですか。

○説明員(米沢滋君) 昨年の経緯につきましては、たしかこの委員会でも答弁いたしましたのでありますが、二月八日の時点で、電電公社が、これは一昨年来の経過もあつたのでありますけれども、まあ何といひますか、率先してああいう回答をし、また、政府に対して、いろいろ現在の制度のもとで運用をやるということでやつた次第であります。ことしにつきましては、これは先ほどゼロ回答したと言われたのであります。私たちがゼロ回答いたしましたのは、四十年度のベースアップにつきましてゼロ回答をいたしましたのであります。四十一年度につきましては、民間賃金の相場が出そろつたら回答する、こういうふうに出ておるのであります。い、いわゆるゼロ回答とは私は違つたというふうにまでも考へております。したがつて、昨年はいろいろやりまして、その結果、何といひますか、国鉄とか、あるいは専売その他のはやはり三公社というものは、ある程度相談していったらいいんじゃないかというふうな気持ちも、昨年の反省からあるものであります。いろいろ関係方面ともいま打ち合わせをしながら現在進めておる次第であります。

○鈴木強君 それもまたおかしな話ですね。当事者能力というのはあるわけでしょう、多少とも。それがあつちやこちに相談しなければ、組合に対して回答ができない。これは全くみずから自主能力を放棄しているんじゃないでしょうか。まあ、なるほど、民間賃金の動きというのを見てみなければ回答できませんというところは、即、民間賃金は何%かわからないが、上がったたらその分だけは公社は必ず上がりますよ、こういうふうな理解していいのですか、これは、人事局長は過去の団体交渉で同じような交渉をしてきていると思ひますけれども、いま総裁が言われたように、ことし民間賃金の動向を見て、従来はやらなかつたが、ことしはそういう回答をした。したがつて、民間が昨年並みであれば、大体昨年並みに公社は自主性を持って出しますよ、こういうふう



とつていいですか。そういうことは昨年まで言わなかった。

○説明員(米沢滋君) 昨年は二月八日の時点で五百円の有額回答をいたしました。今度は民間賃金の相場が出そろったお答えしますというところは、もとと公社の賃金というものは、公社法によりまして、民間の給与、民間の賃金というものを十分考えてやるということになっておりますので、私たちは、今回、昨年と少し違っておりますけれども、しかし、考え方としては決してよりしる向きになっておるといふことではない。ただ、問題が御承知のように、根本的にはやはりこの制度問題があるものであります。やはり制度というものが現在のままではやはり運用していくよりしかたがない。そういったしますと、どうしても十分なことではないのであります。結局、われわれとして、過去十二年間の苦しみというものを十分御理解願いたいと思っておりますが、根本的には、やはり公務員制度審議会等で、やはり当事者能力問題を十分すりきりしていただくことが望ましい、こういうふうに考えます。

○鈴木強君 総裁の言われるように、これは初めて言ったなんて言っているけれども、そんなものはえらそりに言ってみただけで、そんなことは電電公社法の、この三十条の給与というところにあるんだから、公務員や民間の事業の従業員の給与を考慮しているんですよというところは、これはあることなんだから、それを言わなかつたのはむしろ怠慢で、これはもうあなた方々と言つたつて、だれにも文句を言われることもないし、国交等で言うべきことはあたりまえなんだ。ただし、これは抽象論ですから、その抽象論が、いま当事者能力があるかないか、ゼロ回答から有額回答へ、また、有額回答からゼロ回答へ、こういうふうなその年の年によって、いかにも労使問題というものが一貫しないという点から言つて、まあゼロではないのだという論から言へば、民間賃金の動きを見て考えましようというところは、即ち、三十条に言うところの、民間賃金の上昇によって、われ

われ公社の賃金もそういうふうにくのた、こういうふうにするのに理解されるわけでしょう。だから、そういうふうにいまわれは受けとめておいていいわけですかというところを、念のために聞いたわけですよ。それでいいですか。文字どおり、この三十条のとおりでいいんですか。

○説明員(米沢滋君) 先ほどお答えいたしましたとおりであります。いま念を押されたのであります。先ほどの答弁のとおりでございます。○鈴木強君 それは大臣がおるからといって何も遠慮する必要はないので、政府のほうばかり向いてたつてだめですよ。公社は公社の自主性を持って、やはり労使間のことを三公社へ行つて相談したなんて言つたんです。さっぱりわからぬですよ。まあ私は、一番従業員の基本になる待遇というものが、毎年こういふふうな雲をつかむような抽象論に終始してしまつて、その上にトラブルを起して、事業の運営にいろいろな障害が出てくる、そんなばかげた話はないので、もう少しやはり、いま総裁がおつしやつたんだが、基本的な当事者能力の何といふか、復活といふか、当事者能力の自主性といふか、やはり考え方にいかなければならぬと思つた。

そこで、ひとつ米沢さんに伺いたいのですが、これは制度の全体の問題とも関連があると思ひますが、しかし、一番やりやすい方法が一つある。それは、昭和二十七年——これは大臣も聞いておいてもらいたいが、昭和二十七年に公社法ができたとして、いわゆる給与総額制度というものが生まれたわけですね。そして基準内外というものは電電公社総裁にその使用権をまかせておる。ところが、昭和三十三年になりました。これは予算総則の中でそれを禁じましたね。こういうものは明らかに電電公社が発足当時与えた公社の権限といふものを途中で削奪したということになつたわけですね。ですから、郵政省が公共企業体等労働関係法の適用を受けるときには、この給与総額制度というものが、やはり郵政特別会計の中であるこ

とについて、非常に疑問を持っている。これはほかのところもみんな同じなんです。ですから、これはやはり政府が、法律改正をしなくても、予算総則上国会へ提案する一条のところでだけをかつて変えて、まず重要な権限の一角もくずしたのです。以来もう約八年ぐらいたつていますが、どうですか、公社は直ちにこれをもとに戻してもらいたいという要求をすべきでしょう。これはやつたんですかね、総裁。それから郵政大臣はそういう点について、ほんとうに公務員制度審議会の中でやろうというところをおつしやつていけるのですから、せめて自分の権限で、政府の権限でできるくらいのことはおやりになつたらどうですか。その点どうですか。

○国務大臣(都祐二君) 当事者能力のあり方という点、これはいろいろな場合にそれぞれの御意見も何つておられます。私は公務員制度審議会が取り組んでおられますこと、その場合に、当然どの程度の当事者能力を定めるかということについての検討がもとになつてまいらうと思ひます。私は、現にそのために公務員制度審議会は研究しておるのをごいいますから、そういう結果を十分見て判断をいたしましたと思つております。

○説明員(米沢滋君) ただいま基準内外の流用の問題だと思ひますが、私たちいたしまして、臨時行政調査会ではこの問題をはつきり意見として出しておられますし、それからまた、予算の総則の改正のつと、そういう意見は表明しておるのであります。なかなか——もっと一般的な広い角度でこの問題を考えたいと思つて保留になつてゐるのだと思ひます。

○鈴木強君 これは確かに、全面的な当事者能力の戦いからすれば——戦いといふか、要求からしますと、ほんのひとことだと思ひます。しかし、私は、大臣ね、佐藤総理が公社法を制定したときに、やっぱり給与総額というものがかなり問題になつてゐるのです。給与総額制のものを少しとつておいて、物価の上昇その他の変動によって、そのワケ内で給与というものが、労使間で団体交渉権

でくるわけですから、公務員当時から、そういうふうにしたらどうかという意見もあつたのです。これは、しかし、結果的には、この給与総額というものを認めて、その中でどういふふうな基準内外を使い、これはしかし、かつてに使用つたつて、何でもかんでもかまわぬといふことではないのです。要するに、公共企業体の性格に即応して、従業員が意欲が持てるような形にその基準内外の金を使つことに關しては、これは電電公社総裁にまかせてよろしい、まかせ、こういうことになつておつた。それが二十七年、二十八、二十九、三十、三十一、三十二年の三月の予算委員会、私は当時予算委員で出ておりました。当時の岸総理大臣と、これはもうほんとに私は涙を流して彼に訴えた。そういう不当な、与えた権限をなぜ取るんだといふことで、私はかなり論争したんですよ。しかし、まあ大蔵当局の何かしらぬ思い間違つた考え方がございましてね、予算総則でそういうふうに変えられてしまつたんですよ。まことに私は遺憾に思つております。自來、毎年毎年機会あるごとに、議会においてその意見を出しておるんですけれども、今日まだ実現してないんですよ。ですから、せめてその程度のこと、私はもうやれることですから、しかもやつたことなんだからね。それもとに戻すのはあたりまえじゃないか。そしてなおかつそれでは不十分ですから、だからもつと大局的見地に立つて、昭和二十九年、三十一年、二度出されてゐる審議会、あるいはこの前の臨時行政調査会ですね、こういつた中にも言われておりますし、行政監理委員会の勧告等の中にも出てゐるような実績を与えるべきだといふのが私の意見です。それが根本なんです。それがうやむやになつていまして、毎年毎年こういふ労使間の紛争が、お互いにいやな思ひをしつておるんじゃないですか。そのことは国家のために、事業のためにマイナスですよ。一つ一つできることからやつていつたらどうですか。あなたのおつしやるより、公務員制度審議会が全

体の問題として改正していただくこともけっこう

ですけれども、できることからやったらどうですかと、こゝろ私に言っているわけですよ。どうでしょう、無理ですか、これは。

○国務大臣(都祐一君) 私も毎年そうした点にからんで紛争が激化しましたし、長期化する、これは決して好ましいことじゃないという感じを、いま持っております。ただ、何と申しまして、公務員制度審議会で全体を、いまお話しのような、一体当事者能力の問題について、どの程度今後考えていくかという問題が現に審議される段階になっておりますから、私自身もよく自分の判断を固めますし、また審議会の動向を十分正しい方向に持っていかなければならないと思っております。しばらくその成り行きを私は見たいと思っております。

○鈴木強君 予算も通っていることですから、いまの間には合いません。合いませんけれども、私はそういう意見をずっと出しているわけですね。しかも、それは郵政大臣が監督をする電電公社のことですよ。ですから、部内においてあなたがやっぱり一番急先鋒になつてね、絶えず主張して

もらうし、機会あることにそういう意見を述べて、ほんとうにやはり公社の自主的な経営、法に定められた目的を達成する方向に持っていくためには、やっぱりあなたが一番——閣僚ですからね、何と

いっても、そういう意見を機会あることにやらなきゃだめなんです。私たちが野党ですけれども、せつかつくった公共企業体というものを、他に劣らないようなりっぱな経営をしてもらいたいという気持ちがあるわけですからね。どこへでも行って私は言うんですけれどもね。そういう点多少の足りない点もありました、率直に。ですから、これからだつてまだ大臣、任期があるんですから、再任するかも知れぬし。だから、ひとつ大いにこういう当事者としてあなたがやりになつた経験というものを、もう一年近くなるわけですから、そういう意味で、私は大いにそういう主張をいつも腹の中に置いてもらいたいということがあるんですよ。ですから、多少時期的におそいんですけれども、こういう話を申し上げている

んです。その点ひとつ腹に含めておいてもらいたいと思ふんです。

それで、野上委員から人事局長倉山さんにだいたいの聞いたんだが、同じ回答をやつて、額がわからぬ、幾らやるんだか。それは私が公社に聞いても、おそろく言わぬでしよう。そこで、こういうことはどうでしようかね。問題は、国交が決裂して、公労委にいきますね。公労委の場所で開催、仲裁と、こういう段階ですね。大臣ね、政府は、額は別として、有額回答については、もちろんこれは政府がイニシアをとり、大体この程度だということ

をきめない限りは、電電公社や郵政省に聞いたつてだめですよ。大体政府が相談して、昨年と同じ並みか、あるいは幾ら上げるか、そういうものを出して行くんでしよう。そういうものが、要するに調停段階において出るのか。二十六日はまあストライキが行なわれることになってますね。したがつて、きよりは二十三日ですよ。三、四、五、六といくわけですね。したがつてこの間において

○国務大臣(都祐一君) きよりは二十一日。○鈴木強君 ああ。最終的な陳述はもう終つたわけですね。したがつて、これはあなたの腹にあると思うのです。調停段階でいま有額回答を出して事象を收拾しようとするのか、仲裁の場においてやろうとするのか、この点はどうです、これは言えるでしよう。

○国務大臣(都祐一君) なるべく早く近いうちに有額回答をいたしたい、この程度でひとつ……○鈴木強君 それは金額と同じようなわけにはいかぬですよ。金額は私にはここではちよつと無理だから言わぬ。しかし、紛争を早く解決するといふのは、これはあたりまえのことですよ。ですから、何も仲裁まで持つていかなくつて、調停段階において、公労法十六条というものはきまればできるでしよう。予算上、資金上の点があれば、これは十六条は生きてくるわけですからね。だから、私は早く解決してもたいたい。そのためには、早く世論の納得するものを出して回答して——どう

です、きより、あすもうやるべきじゃないですか。それは調停で解決しない、調停で。どうですか、そのくらのことは言えないですかね。調停か、仲裁か、それはあなた、正式の場所では質問している、国民にかわつて。

○国務大臣(都祐一君) このほんとうにもう差し迫っているときでございまして、可及的早くいたすべきことだと考えております。

○鈴木強君 これは法律的な専門家でなくてもいいのですがね。これは倉山さんと連藤職員局長に聞きたいのですがね。公労法十六条というものは、予算上、資金上不可能であるものを協定しちやいかぬという意味じゃないのでしよう、公労法十六条は、労使間において、あることが確定された場合には、これは手続をとつて支出してよろしい、こういうことですね。

○政府委員(倉山克巳君) そのとおりでございませう。

○鈴木強君 電電公社のほうはどうですか。

○説明員(連藤正介君) おつしやるとおりです。○鈴木強君 ですから大臣ね、あなたのほうの腹でできるのですよ。これを何もできるだけ早くというところで、もうあなたは調停段階でやりますということを言つてくれないうですけれどもね、私はもう率直に言つて、調停段階でやるべきだ、こういう意見を持つています。ただ、さつきから言つていふように、民間資金その他の出さうい面も見たいということも、一面これはわかります。確かにわかります。しかし、できるだけいいものを出してくれ。これは調停で悪いものを出されて、それでおしまいになつちや困るのだから、最高のものがねらいとすれば、これはまた時期を多少ずらしても、いいものを取りうという配慮からおつしやつていふのは、よくわかりますけれどもね。しかし、そこまでほんとうに政府が腹をきめてやつておられるかどうかということも、過去の——これはあなたの場合は別としても、過去の歴代政府のやつてきた態度から見て、ぼくはなかなか信用できないですよ。ただ事なかれ主義的に他

力本願的に事を延ばしていくことがあつてもいけないと思う。そこで、そういう公労法上の解決する道があるのですから、この際ひとつ最高のものをここで政府が腹をきめて、いすれ相談しなくちゃならぬのでしようから、お出しになつて、早期に紛争を解決して、あなたの所管する事業が正常な方向にいくようにこれを願うのは、あなた方もそうでしようし、私も国民的な立場としても思うわけですよ。また、できないことを私はやつてくれというのでなくて——やはり調停段階で出すのにどういふところに問題が残るのですか。

○政府委員(倉山克巳君) 先ほど申し上げましたように、全郵政が申請いたしましてからちやうど調停期間二カ月というのが、あす切れるわけでございます。その段階までに、したがつて先ほど大臣が申しておられますように、積極的な有額回答というものが出るだろうと先ほど言われておるわけでありませう。私もいたしまして、つまり当事者といつたにしても、できるだけそういう線

で現在検討中であることは、先ほど申し上げました。ただ、その後どうなるか等につきましては、これは私どもの立場より、むしろ組合側の出方によるわけでございます。その辺の事情は、私もでは推測しかねる次第でございます。

○理事(野上元君) 向こう、いいですか。

○鈴木強君 いや、大臣でなきゃだめなんです。○国務大臣(都祐一君) 私ども当事者である大臣、他の事業を持つておられます他の大臣もさうだと思ひますけれども、それぞれ、今後組合との関係を円滑に持つていくというこのためにも、早い時期に解決をいたしたい。ただ同時に、これは政府といたしても中で相談を要することがございます。電電公社の總裁からもいろいろ御要望は承つております。それがまさに熟しそうなところでありませうが、私どももいたしましては、これからの業務の運行を考えますと、できるだけいい有額回答を出すという努力をどうしてもいたしたいと思ひます。したがしまして、それは別に大蔵大臣を相手にせぬでもいいことじゃないかという

ごらんのなり方のある場合でも、政府部門といったしましては、ずいぶん激しく大蔵大臣に、私のみならず口をそろえて、これは早うせにやいかぬじゃないか、しかも去年がああいう形で出している、似たようなことでおさめようと思ってもおさめられぬ状態じゃないか、そういうふうなんだんな煮詰まり方が、いましておきますので、早いほどよろしいという主張をさらに続けまして、回答ができますようにつとめたいと思います。

○鈴木強君 非常に大臣も誠意を持ってお考えになつておられるからこれ以上言いませんが、ただ、スケジュール的にやっぱり心配になるわけですから、きうですか、関係閣僚懇談会……。

○国務大臣(都祐一君) おとといです。鈴木強君 おとといですか——そうするとこの次はいつお集まりになつてやられるスケジュールになつておられますか、関係閣僚懇談会。

○国務大臣(都祐一君) これはまだきまつておられないので、もうきょうにもあすにもというふうなぐあい、私もそれぞれ考えております。で、先ほど労働大臣と話をしましたときは、もう今度はとにかく集まつたらきめにやいかぬぞ、この間の十九日のようなことじゃ、集まつても困るぞというので、若干のウォーミングアップも実は打ち合わせいたしましたような次第でございます。今度集まりますときは、ものがはつきり言えるという状態で、思つておられます。しかし、私も主張はどこまでも譲りませんつもりでございます。それから、相当曲折はあろうかと思ひますけれども、次に集まりますときには、見当をつけないければ相ならぬと思つておられます。

○鈴木強君 最後に、ぜひ一つお願いしておきたいのは、あなたもおっしゃつておられるように、早期に解決する。それは倉山さんは、少し組合側のほうの出方を待つておるうちに受け取れるような発言がありましたけれども、それではいかぬと思うのです。ですからこれによつて解決するのだという、あなたの言われる最高のものを出して、労使

間における妥結の方向への誠意をお互いに信頼しつやつていくということではなければいかぬと思ふ。あまりこちらが出しても組合が逃げておるのだらうとか、こういう他力本願的な、相手次第のいうことではだめだと思ふ。やはり信頼するものは信頼して政府の誠意を、そのまま最高の誠意を示す、そうして労働者の諸君にも努力をせしめらう、やはりそういう考え方がなければ、これを幾ら出して、あなた方は仲裁裁定に持つていくだらうという、そういう考え方が前提にあつたらだめだと、私はそう思ひます。ですからその辺は大蔵もよく心得ていただいて、ぜひ早期に解決するように、公労法第十六条もあるわけですから、調停段階においてこし出し得る最高のものを出し、そうして事態の収拾をはかるというように、ぜひ郵政、電電の担当大臣としてはひとつ閣僚懇談会等においても、あるいは総理に對しても、大蔵省に向かつてはほんとうにあなたが腹をくくつて御健闘くださいまして、何とかこの事態を収拾されるように、早期にこれを解決していただくようにお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(都祐一君) 私おっしゃるとおりと思ひます。お話のような趣旨を体しまして、またお話にありますような手順でひとつつたします。

○鈴木強君 これで春閣僚懇談会は終わらしていただいて、あと一つ大臣に、向こうの本会議があるようですが、何つておきたいのは、中期経済計画が公債発行論その他もありまして、結局くずれましたね。そこで新しく長期経済計画というものを打ち立てる、こういうことで、いま閣議は了承し、経済企画庁が作業に入つておると思ひますけれども、おおよそどうでしょうか。本年一ぱいといわれおるのですが、その時期ですね、策定の完了する時期。おおよそ経済の成長率それからこれからの物価の上昇等の基本的な問題は、閣議ではきまつたのでしょう。新聞でちょっときまつたように、三日四日前に報道がなされたと思ひますが、どうでしょうか。

○国務大臣(都祐一君) 経済企画庁長官から四十

年度の大体の見込み、予想よりもわずかでありますけれども、消費者物価指数の上がり方が、予想したほどまでには四十年末ではなつておらなかったような状況とか、一応四十年の締めくくりのような報告はいたしました。しかし、経済企画庁長官もつとめて急いで今後の見通しを立てよう、それで作業として、相当かかる作業でありますけれども、夏ごろには出した、立てたといつておられます。それで私どももいたしまして、郵便料金の改定の場合に、今後の五カ年の収支の見込みを立てておられますけれども、この場合に今後の経済動向と——よけいなことを申さしていただければ、私は郵便の仕事は、必ずしも景気の動向というものは、それほど著しい影響のあるものとは思つておりませんけれども、しかし何と申しまして、景気の動向というものは、考えに入れなければならぬのですから、そうしますと、四十二年以降の予算というふうなもの、更になれば考えなければいけない時期です。したがってましてかつ四十一年度の実際の七月以降の状態を、もう少し現在持つておられます収支見込みの正確なもの、郵政省にいたしましては出さなければならぬと思ひます。それには、したがって経済動向というものを至急に出してもらいたいということをお言ひしております。しかし経済企画庁のほうの作業も、一応中期経済計画を御破算にいたしましたから、この夏までかかるということ、私はやむを得ないことだらうと思つております。それから御案内のように、従来の経済動向についての一切の指標等とり方を、今度変えてまいりますから、それらに合わせました作業というものを含めまして、私は大体夏ごろには見当がつけてもらえるのではないだろうか、こういうふうな考えでおられます。そういたしますならば、私のほうでもさらに収支の見通し等、これもよけいなことを申し上げますが、電電公社のほうについてもそういう作業の必要がきつとあるのだらうと思ひます。そのような意味合いで私は夏ごろには、ぜひ最終的なものが求められませんが、大体政府として

主管庁である経済企画庁が中心になつて、大体の見通しをつけてもらうことを期待をいたしております。また企画庁長官はそれのように申しておりますから、大体夏ごろには承知できるものだと思います。おとといです。

○鈴木強君 これは各方面に影響があると思ひます。きょうは郵便法の一部改正法案の提案説明を聞きましていただいても、あなたもちょっと触れたようなことであるのか……、一体この景気の動向で過去どういふふうな物の増加というものがあつたかということは、これはいづれ明らかにしてもらえらうと思ひますが、同時にこれから新長期経済計画に伴つて、日本の経済はどういふふうな方向をたどっていくか、これに對して郵便の扱いというものがどうなっていくか、これは基礎になるものはそれしかないのです、率直に言つて。ですからその基礎がぐらぐらしておる中で郵便料金の引き上げの問題が出てきたわけですから、私どもの非常に心配をしておるのです。これはあとから具体的にあらゆる資料を出してもらいたいのです。そこで、きょうは電電公社総裁、副総裁いらしていただいておりますが、公社も同じように昨年の電信電話調査会、佐藤調査会と言われる答申をいただいておりますが、私も拝見させてもらいました。これはいよいよ政府の中期経済計画を基礎にしてはじいたすべの需要予測であり、経済動向に一応順応するという立場でおつくりになつたもの、いま大臣のお話のように成長率、物価の動向、鉱工業生産の動きがどうだらうかという基本のもの、また一つもきまつていない、公債も七千三百億からずつと何兆という長期の公債を発行するといふような形になつてきておるわけですから、おそろしくこの出された昨年九月二日の御答申といふものは、そういう意味において変更といふか、ないしは内容的に修正を加えなきゃならぬのではないか、もしかりにかなり中期経済計画より違つたものが新長期経済計画の中に出てきたときには、それせざるを得ないとはくらは思ひます。



に、大体需要というものは二千百万になってくる。したがって、従来千七百万と言っておった公社の十年間の需要予測で、約四百百万個狂いがきたのだ。それだけ経済の発展というものが伸びていくために需要がふえてきたのだ、こういふように答申は言っているわけですね。こういふ考え方が、数字はそれは百万とか五十万とか差のあることは、ほくらもその点は認めますよ。しかし、少なくとも千七百万個と予想したときから見ると、だいぶ変わってきておりますから、変わってきておりますだけに、そのことが料金値上げをかなりやらなければならぬという、やはり結果を誘発する原因になっている。もっと極端に言うならば、現行料金で二百二十六億黒字があるのでありますから、その黒字に見合う程度において、他の財政投融資の金を少しふやしてもらって、四十七年即時化といふことでなくして、それを四十九年にしても五十年にしてもいいじゃないですか。そういうことになれば、何も四十七年に無理をして、最高千七百万個をしてやることはない。そうすれば料金値上げをしなくて済むでしょう。しかしその予測が四百百万個ふえてきたでしょう。それが六年間、七年間かぶつてくるでしょう、平準化していくと、そうすると二十万なり三十万なり当初計画から見ると、需要がかなりふえてきている。そのために建設資金が変わってくる、そういうことになるでしょう。だからやはり借金、借金では困るから、ひとつ料金を少し上げてもらいたいというところになるんじゃないでしょうか。千七百万個だったから、これはやりようがあると思うのです。そういう点を聞いているのですが、何か權威的なような答申書のようなことを言われたのじゃ困る。

い。千七百万という数字は申し上げておらぬのであります。相当私はふえるということは予想しております。ただ何といひますか、答申書にありますような二百三十四万、そのものであるといふことは考えられないし、また今後の経済見通しと十分つきあわせながらやっていきたい、こう言っているのです。

○鈴木強君 それは私の言っていることなんです。経済が変わってくるから、その数字も狂うだろう。しかし中期経済計画というものを基礎にして、あなた方もいろいろな資料を基礎にしてこういふ数字が出てきたのでしょ。だからそれが何か權威のなきがごとき発言をされることは、私はちよつとどうかと思うのですよ。問題は経済計画がどういふふうになってくるかわかりませんから、ことによつては減るかもしれない、あるいは千七百万といふ数字が中期経済計画以上に伸びていけば、これはあるいはふえるかもしれない。しかしふえても逆に電話のほうは減るかもしれない。これはあくまで推計ですから、そういう数字であつて、必ずしも一銭一厘私はこの数字が動くとか動かないとかいふことは言つてないですよ。ただし、おおよそ調査会といふものが苦勞されて出した結論なんだから、これを尊重するといふことは内容的にも大體これはよろしい、了承できるということ尊重するものでしょうが、これはどちらを向いているかわからぬ、一つの目安として出したのだといふことでもないでしよ。

○説明員(米沢滋君) 先ほど私数字を少し正確に言えといふにちよつと誤解をいたしましたので、あるいは答弁が悪かつたかもしれないが、尊重するといふことは、もちろん一〇〇%ではないといふことを申し上げたのであります。

おきまして公社の案をまとめていきたい。こういふふうにご考慮しております。

○鈴木強君 これは八月末になりますと、そうすると昭和四十七年までの公社としての需要予測、それからこれに対する年間充足率ですね。そして昭和四十七年になつたら、申し込んだらすぐつく、こういふ計画ができるということですか。

○説明員(米沢滋君) そのようにいま進めたいと思つております。

○鈴木強君 それは総裁ね、いま言つた政府の新しい長期経済政策というものが、八月ごろ何とかやつと骨格というか、考え方というものがまとまるがごとき話を大臣から聞いたのです。

【理事新谷寅三郎君退席、理事野上元君着席】

それから作業をしていきますと、どうしても十月か十一月になると思つておすね。そういう長期経済計画といふものがきまる段階で、八月にまたその公社独自のものをつくるというの、どういふのですか。

こういふものを一応まあつくつてもらつて、そしてこれによつて、新たな観点から第三次既定の計画といふものをどう変えていくか、そして第四次の五カ年計画といふものをどう変えていくかといふことを、当然これは公社がやらなければならぬ。答申を尊重するならば、間違ひがあるとなれば、どういふ点に間違ひがあるのか、これはわれわれだつて公社の意見をよく聞きたいと思つておす。

ですから八月に政府の大方針がきまる、一兆五千億の公共投資をできるだけ早く上半期に使つて景気のてこ入れをしよう、そういう中で来年度以降の長期経済計画といふものがどうなっていくかといふことを、いま政府は考えているわけですよ。ですから大臣がおつしやるように必ずしも八月までにめどがつくと思いません。これはこれまで深い傷を受けた日本経済といふものに、この四兆三千億の予算、そして景気回復のためにあつちの措置をとつておりますが、それが浸透していくには、やっぱり九月なり十月になると思つておす。そういう中で初めて新長期経済計画といふものの基礎が固まるのであつて、こういふときに、どうも公社のほうで連絡を事務当局ととりながら八月ごろつくるというの、ちよつとわれわれのほうの経過的な検討をしてきた立場から見ますと、少しタイミングを誤つておるのじゃないか。こう思つておす。

○説明員(宮崎政義君) 具体的に御説明申し上げます。ちよつと数字の問題で、総裁は非常に厳格にお考えになりましたものから、先生の思つておられる答弁にならなかつたのじゃないかと思ひますが、実は現在でも政府は基本的了解として経済の見通し、四十三年までは七%ないし八%といふことを、例の中期経済計画を廃止されるにきめられておす。で、さらに今後その七%ないし八%という形で定められておす。先ほど大臣がお話がありましたように、今後五カ年間の新長期計画をつくつていきたい、それをいま大臣が御説明になつたのだと思ひます。その数字がどう出るかは、もちろん時日の問題は、先生



お話のとおり夏に出るのか、あるいは確定しないかもわからぬ。ただ、われわれがじやどういうやり方で調査会のおきの答申が出るまでの説明をいたしたかといふと、調査会は先ほど先生おっしゃったとおり、四十一年の九月に御意見が出てきたわけですが、当時は一年にわたって討議をされておりました。したがって、その当時われわれが提出した資料には、三十九年度からやつておるわけでございませう。御案内のとおり三十九年度は、政府としては中期経済計画をおきめになつておるわけですが、したがって、政府の見直しとして、八・一％という四十三年度までの中期経済計画の経済実績成長見込み率というものを採用しているわけですが、政府はもと申されておりました。これはわれわれとしても政府のオリソライズされた数字がほしいわけですが、政府として発表されておる数字から、前の所得倍増計画のときに四十五年度まで七・二％、その後は二％ダウン、こういう経済の見通しが出ておるわけで、われわれとしましては、その二％ダウンとしまして六％、つまり四十四年から四十七年までは六％、したがって、実績で見ますと七・二％ぐらいの経済成長率になるわけですが、七カ年間の実績で見ますと、大体そんなところが一応その当時考えられる数字としてわれわれは使わざしていただきました。資料として提出したわけですが、それが調査会の答申としまして、いわゆる設備料を幾らにするかというところによつて、価格弾性値から見て幾らに需要が下がつてくるだろうかといふことを、われわれとして資料を提出いたしましたその結果となつたわけでございます。

それじゃ現在その見通しが著しく非常に変わるだらうかと、こう申しますと、先ほど私が申しましたように、政府は現在七％ないし八％と言つておられるわけですが、それをわれわれがそのまゝ受け取りますと、その案では八・一％になる、これはたしてそうなるかどうかといふこと

であります。また新長期経済計画のところへいって、その七％ないし八％というものは極端に狂つて、そのないだらう、かように考えられますと、先ほど總裁が御答申申し上げましたように、非常に厳格に考えると二千三百三十四万という数字にはならぬけれども、かなり幅はありますけれども、しかし経済の見直しは、その大きな違いは今後出てくることも考えられそうにもないといふことを考えますと、やはりその案が一つの骨子として考えていただくことになるのではないかと、私は考えておるわけですが、あるいは先生も御理解いただけたらなければ、あるいは先生も御理解いただけたら、じやないかと思ひますが、なお補足して御説明申し上げます。

○鈴木強君 そういふふうに理論的に話してもらつてわかるのです、ほくも。ただし、あなたは経済企画庁長官じゃないんだから、七％ないし八％程度の経済の伸びがどうなるというところは、中期経済計画を廃止する当時の一つのものの考え方として、政府がしたことを宮崎さんは言われておるのですから、これは無理もない、政府の一応の見解として出ています。しかし、それがはたしていまの経済のこ入れの中から、どういふふうになつていくかといふことが問題なんです。ですから、解散の問題もそれにかかつておるわけですから、経済の向上に、ですから、そういう段階だから、われわれもわからぬ、政府当局も、それはなかなか、見直しは立っているけれども、わからない。そういうふうなことで、ことさら中期経済計画を廃止したあとの新長期経済計画へのテンポといふものがおくられているのです。早くできるはずなんです、そういうのはつきり見通しがある。しかし、なかなか経済の見直しはそういうものから、慎重に慎重に藤山さんものこと、それから、そういう意味においてものの判断を、ぼくらはしておるわけですが、多少違ふけれども、あなたがそういうふうに政府の公になつた資料といふものをもとにしていけば、私も大体そう狂い

がないだらうといふことはわかります。したがって調査会が答申をして二千三百三十四万といふものは、ずばりそのとおりといふことは私も言つていないものだから、およそそう狂いはないだらう。その必要予測というものは、公社として尊重される、まあ尊重する立場に立てば理解できる。したがって二千百万前後、二千万前後の需要予測といふものは、大体において四十七年においては、あるのだといふはつきりした一つのものを、そして、それによつてこれから第三次の四年、五年それから第四次、こういうふうにして、これから六年間の計画といふものを積極的にとつて、そして、「申し込んだらすぐつく、どこでも通ずる電話」、こういうふうなものをにのける御旗として到達しようといふ努力をされるならわかる。どうも總裁のさつきのお話ですと、その答申そのものに対する理解が、私はやつぱり違ふのです。總裁その辺の受け取り方がどうも違ふ。どうもそこそころがわからないのですから、答申を尊重すると言つておるのだが、いま私が申し上げておるような立場に立つて尊重し、そして公社がこれを受けて公社としての計画を立てていくのなら、私は理解できるのです。そういうことで間違ひないのですか。言ひ方がいろいろあつたけれども……。

○説明員(米沢滋君) いま計画局長が数字につきまして御説明いたしましたとおりでありまして、先ほど申し上げましたように一〇〇％のままではないといふふうに申し上げたのでありまして、八〇％か九〇％はそのまゝになるだらう、こういうふうにして申し上げたのでありまして、そこは御了解願ひたいと思ひます。

○鈴木強君 八〇％といふことになるのだいふ違ひね。そういうことがわからぬのですよ。そんなら二千万割りますよ。八〇％になると千六百万だから、千七百万とたいした変わりがない、あつてのことではないですよ、それは。

○説明員(米沢滋君) いま八〇％ないし九〇％と申し上げたのでありまして、その気持ちがかにかくそのまゝではない若干修正することとさせていただきます。

○鈴木強君 だから私はおおよその必要予測といふものは、答申の二千百万といふ数字が出ておりますが、これは、これからの新長期経済計画がどういふふうに表示になるかわかりませんが、それが経済企画庁が言つておるように入八％がもつと九％に大幅に成長する、もつと五％になるというふうな中期経済計画を廃止するようになつて、政府が発表したような一応の目標がずれた場合、そういう場合にはこれは変わつてきますよ。変わつてくると見なければならぬ。それでなければ大体のところ八％前後、七・五から八％前後であれば、中期経済計画で予想した二千百万前後という数字は、大体これはそこらにいくだらうと、そういう判断を公社が持てるか、持てないかといふことです。八割、九割といふなら八割をとるのです。大体九五％から九三％といふならわかるけれども、八〇％といふのはあまりにも、二割信用しないといふことですから、そういうふうな權威のないような答申だったのでしょ、か、こういう点を言つておるのですよ。

○説明員(米沢滋君) さつき八〇ないし九〇といふことは、多少誤解を生じたのでありますから、取り消しまして、十分尊重するといふふうにお考え願つてけっこうです。

○鈴木強君 それで、私は昨年の九月下旬答申がなされておるわけですから、もうそろそろこれに基づいた長期計画といふものが年度別にどうなつていくかといふことを、公社はおきめになるだらうとこう思つておつたのだが、話を聞くと、八月ごろしかまだとらぬといふことです。また経済の予想等も、いま進行中ですから、そういう意味で了解しますが、ただそれと関連をして心配になるのは、一体昭和四十八年度からどうなるかといふことです。例の負担法は三十八年三月三十一日で切れる。最高十五万円の加入償がもらえらう段階になつて、昭和四十八、四十九、五十年と



いうふうな第五次の五カ年計画という、名前は別として、申し込んだらすぐく電話だから、要するに最高二百八十万くらいあっても、申し込めばつくわけですね、工事能力があるわけだから。ただし、資金的に、二百八十万あった場合にそうはいかぬと思うのですよ。そうすると、依然として、申し込んだらすぐに電話が、四十七年のときにはついたら、四十八年、四十九年になつたら、また、申し込んでつかない電話ということが出てくるでしょう。これは、ただ一時の気休めには、四十七年度がピークになつて山だといふことが考へられるわけですよ。ですから四十八年度以降、一体どの程度の需要予測があつて、そして負担法が廃止されても、その資金調達は、一体借金を払いながらどうなつていくか。そこまでの検討はしておられるのですか。そうしないと、われわれは申し込んで、すぐく電話といふのは、昭和四十七年だけで、八年、九年になつたらそうならぬかもしれぬといふことになるでしょう。それはどうです。

かもわかりませんが、まあ見通しの方法としては、普通、成長曲線を考へております。したがいまし、そういう成長曲線から推定しますと、かりに負担法がなくなつたときでも、調査会の時点における計画では、大体二百萬ないし二百五十萬くらいはあるのじゃないか、かようには見えております。

して、それから今度は、非常に難問の資金の見通しということになると思ひますが、これはまたこゝに課題が非常に多うございまして、また、そのころの日本の経済全体から見まして、われわれに期待されている、電話のいわゆる応用と申しますものが、一そう発展するであろうので、たとえば現在アメリカでやつておりますデータ伝送、こういうものも、この七年後には、おそらく日本でも相当拡充されてくるだろう。そういうことを考へますと、そういうものをまた本格的に日本では実施してない現状において、そういうものの増収等も見られないわけですよ。また、そういうものの設備としても、どれくらいかかるだろうかというやうな問題が、なかなか解明できる問題であります。しかし、一応われわれなりに検討してみますと、決して樂觀を許さない資金状況になるのではないだろうか、かように考へております。

しょう。最高、日本は大体五千万か、四千万か、あるいは三千五百万か、大体電話といふものはその程度で需要といふものはストップしていいのだというところが、事実問題としてわかると思ふのです。そういう研究をしてみれば、いまのあるやつとこれから引くやつと、差し引いてみれば、幾ら残るかというところはわかるでしょう。

○説明員(宮崎政義君) まことにむずかしい質問をされて、ここ二、三年の需要の見通しでさへ、いろいろ問題になるところなんですけれども、し、われわれ一応長期計画をつくり出すときには、大体五カ年の計画をつくるわけでございますけれども、一応の先はやはり、見通していきたいと思ひます。で、すでに調査会の時点で、われわれ考へました計画を見ますと、四十八年以降の需要といふものは、どうなるだろうか。これが、先生のお話のありましたように、拡充法のいわゆる期限立法でございまして、それがとれるという時期でもあります。そういう負担がなくなつた場合に、負担弾性値から見まして、どれくらい需要がふえるだろうかといふようなことは、一応の試算はいたしております。ただこの問題は、非常に長期の電話の需要といふものは、それほど、どこの国でもはっきりした、いい方法で見通してゐるものはないようございまして、われわれのやつてゐる方法も、必ずしも正しい方法ではない

○説明員(宮崎政義君) いま先生おっしゃつたやうなことを、私が簡単に成長曲線と言つたわけですが、大体こういう電話の普及率といふやうなもの、アメリカと比較するとしまして、日本は、いま加入電話というやり方でありまして、アメリカは、現在電話機数という形でやつております。これは非常に性質が違ひまして、特に現在のアメリカといふのは、移動が非常に多うございまして、いわゆる西部に向けてどんどん移動しているという実情がございまして、建設費等を比較するわけにもいきません。また、いま言ひましたやうな成長曲線から見まして、あるいは普及率その他から見まして、五十年ごろには欧州並みにはなれるだろう。あるいは経済の見通しも、六十年ごろにはアメリカ並みといふ話も考へまして、われわれの将来の極限需要といふやうなものを一応想定しているわけでございます。そういう形から、逆に成長曲線を出しまして、過去の延びと、延ばしていったカーブから推定するやり方をやつていきま

○説明員(宮崎政義君) 先ほど申しましたやうに、この時点でいろいろ考へ方であつたらどうなるかといふことは、先ほど申し上げましたやうに、曲線的には出るわけですよ。

二年ぐらゐまでの、いわゆる第五次の五カ年計画という名前をつけられ、そういう程度の年度別の需要予測といふものはわかりませんか。

○説明員(宮崎政義君) そういふくあいにブレークダウンしておらないのです。これは、たとえば五カ年計画を出す場合に、大体いま申しました経済成長といふやうなものでリンクさせる、あるいは相関関係を求めるというほかに、いろいろな方法でバックアップしていくわけですよ。いま私が申しました成長曲線といふやうなものだけでは、実際にカーブが出たというだけでございまして、実際の、政府が超長期のたとえば経済成長といふやうなものをあつていくといふ形ではない、われわれ正式な需要といふ考へ方には立つておらないのです。ただ、全然やつてないかとおつしやる、非常に設備投資が大きい公社事業でございまして、一応考へられる方法ではつとめて進めてみたいといふだけでございまして、その需要は、具体的に年々幾らであるといふやうなところまでブレイクダウンしておりません。

○説明員(宮崎政義君) まことにむずかしい質問をされて、ここ二、三年の需要の見通しでさへ、いろいろ問題になるところなんですけれども、し、われわれ一応長期計画をつくり出すときには、大体五カ年の計画をつくるわけでございますけれども、一応の先はやはり、見通していきたいと思ひます。で、すでに調査会の時点で、われわれ考へました計画を見ますと、四十八年以降の需要といふものは、どうなるだろうか。これが、先生のお話のありましたように、拡充法のいわゆる期限立法でございまして、それがとれるという時期でもあります。そういう負担がなくなつた場合に、負担弾性値から見まして、どれくらい需要がふえるだろうかといふようなことは、一応の試算はいたしております。ただこの問題は、非常に長期の電話の需要といふものは、それほど、どこの国でもはっきりした、いい方法で見通してゐるものはないようございまして、われわれのやつてゐる方法も、必ずしも正しい方法ではない

○鈴木強君 これは、確かにむずかしいと思ひますが、たとえばアメリカの電話の普及率といふのは、人口一人当たり何ほど、あるいはイギリスは何ほどといふことは、つかめますね。そういう最高のこれはアメリカと日本を比べるといふのは、ちよつと例がまずいかもしれませんけれども、大体日本と経済情勢が同じ国と比較した場合に、人口に対する普及率といふものはどのくらいになるかといふことは、はじいていけば、日本は一億の人口ですから、何人一台といふことは、はじいていけば、大体そこあたりが事実問題として、ひとつの外国の例としては、人口何名までは電話といふものが普及しているといふことが出てくるわけですよ。そうなつてくれば、日本は、電話は四十七年になつて、二千八百万か、九百万か、なるわけ

○鈴木強君 ですから、もつと言ふならば、四十八年、四十九年、五十年、それから五十二年、五十二年ぐらゐまでの、いわゆる第五次の五カ年計画という名前をつけられ、そういう程度の年度別の需要予測といふものはわかりませんか。

○説明員(宮崎政義君) そういふくあいにブレークダウンしておらないのです。これは、たとえば五カ年計画を出す場合に、大体いま申しました経済成長といふやうなものでリンクさせる、あるいは相関関係を求めるというほかに、いろいろな方法でバックアップしていくわけですよ。いま私が申しました成長曲線といふやうなものだけでは、実際にカーブが出たというだけでございまして、実際の、政府が超長期のたとえば経済成長といふやうなものをあつていくといふ形ではない、われわれ正式な需要といふ考へ方には立つておらないのです。ただ、全然やつてないかとおつしやる、非常に設備投資が大きい公社事業でございまして、一応考へられる方法ではつとめて進めてみたいといふだけでございまして、その需要は、具体的に年々幾らであるといふやうなところまでブレイクダウンしておりません。

○説明員(宮崎政義君) まことにむずかしい質問をされて、ここ二、三年の需要の見通しでさへ、いろいろ問題になるところなんですけれども、し、われわれ一応長期計画をつくり出すときには、大体五カ年の計画をつくるわけでございますけれども、一応の先はやはり、見通していきたいと思ひます。で、すでに調査会の時点で、われわれ考へました計画を見ますと、四十八年以降の需要といふものは、どうなるだろうか。これが、先生のお話のありましたように、拡充法のいわゆる期限立法でございまして、それがとれるという時期でもあります。そういう負担がなくなつた場合に、負担弾性値から見まして、どれくらい需要がふえるだろうかといふようなことは、一応の試算はいたしております。ただこの問題は、非常に長期の電話の需要といふものは、それほど、どこの国でもはっきりした、いい方法で見通してゐるものはないようございまして、われわれのやつてゐる方法も、必ずしも正しい方法ではない

○鈴木強君 これは、確かにむずかしいと思ひますが、たとえばアメリカの電話の普及率といふのは、人口一人当たり何ほど、あるいはイギリスは何ほどといふことは、つかめますね。そういう最高のこれはアメリカと日本を比べるといふのは、ちよつと例がまずいかもしれませんけれども、大体日本と経済情勢が同じ国と比較した場合に、人口に対する普及率といふものはどのくらいになるかといふことは、はじいていけば、日本は一億の人口ですから、何人一台といふことは、はじいていけば、大体そこあたりが事実問題として、ひとつの外国の例としては、人口何名までは電話といふものが普及しているといふことが出てくるわけですよ。そうなつてくれば、日本は、電話は四十七年になつて、二千八百万か、九百万か、なるわけ

○鈴木強君 ですから、もつと言ふならば、四十八年、四十九年、五十年、それから五十二年、五十二年ぐらゐまでの、いわゆる第五次の五カ年計画という名前をつけられ、そういう程度の年度別の需要予測といふものはわかりませんか。

○説明員(宮崎政義君) そういふくあいにブレークダウンしておらないのです。これは、たとえば五カ年計画を出す場合に、大体いま申しました経済成長といふやうなものでリンクさせる、あるいは相関関係を求めるというほかに、いろいろな方法でバックアップしていくわけですよ。いま私が申しました成長曲線といふやうなものだけでは、実際にカーブが出たというだけでございまして、実際の、政府が超長期のたとえば経済成長といふやうなものをあつていくといふ形ではない、われわれ正式な需要といふ考へ方には立つておらないのです。ただ、全然やつてないかとおつしやる、非常に設備投資が大きい公社事業でございまして、一応考へられる方法ではつとめて進めてみたいといふだけでございまして、その需要は、具体的に年々幾らであるといふやうなところまでブレイクダウンしておりません。

○説明員(宮崎政義君) まことにむずかしい質問をされて、ここ二、三年の需要の見通しでさへ、いろいろ問題になるところなんですけれども、し、われわれ一応長期計画をつくり出すときには、大体五カ年の計画をつくるわけでございますけれども、一応の先はやはり、見通していきたいと思ひます。で、すでに調査会の時点で、われわれ考へました計画を見ますと、四十八年以降の需要といふものは、どうなるだろうか。これが、先生のお話のありましたように、拡充法のいわゆる期限立法でございまして、それがとれるという時期でもあります。そういう負担がなくなつた場合に、負担弾性値から見まして、どれくらい需要がふえるだろうかといふようなことは、一応の試算はいたしております。ただこの問題は、非常に長期の電話の需要といふものは、それほど、どこの国でもはっきりした、いい方法で見通してゐるものはないようございまして、われわれのやつてゐる方法も、必ずしも正しい方法ではない

○鈴木強君 これは、確かにむずかしいと思ひますが、たとえばアメリカの電話の普及率といふのは、人口一人当たり何ほど、あるいはイギリスは何ほどといふことは、つかめますね。そういう最高のこれはアメリカと日本を比べるといふのは、ちよつと例がまずいかもしれませんけれども、大体日本と経済情勢が同じ国と比較した場合に、人口に対する普及率といふものはどのくらいになるかといふことは、はじいていけば、日本は一億の人口ですから、何人一台といふことは、はじいていけば、大体そこあたりが事実問題として、ひとつの外国の例としては、人口何名までは電話といふものが普及しているといふことが出てくるわけですよ。そうなつてくれば、日本は、電話は四十七年になつて、二千八百万か、九百万か、なるわけ

○鈴木強君 ですから、もつと言ふならば、四十八年、四十九年、五十年、それから五十二年、五十二年ぐらゐまでの、いわゆる第五次の五カ年計画という名前をつけられ、そういう程度の年度別の需要予測といふものはわかりませんか。

○説明員(宮崎政義君) そういふくあいにブレークダウンしておらないのです。これは、たとえば五カ年計画を出す場合に、大体いま申しました経済成長といふやうなものでリンクさせる、あるいは相関関係を求めるというほかに、いろいろな方法でバックアップしていくわけですよ。いま私が申しました成長曲線といふやうなものだけでは、実際にカーブが出たというだけでございまして、実際の、政府が超長期のたとえば経済成長といふやうなものをあつていくといふ形ではない、われわれ正式な需要といふ考へ方には立つておらないのです。ただ、全然やつてないかとおつしやる、非常に設備投資が大きい公社事業でございまして、一応考へられる方法ではつとめて進めてみたいといふだけでございまして、その需要は、具体的に年々幾らであるといふやうなところまでブレイクダウンしておりません。

○説明員(宮崎政義君) まことにむずかしい質問をされて、ここ二、三年の需要の見通しでさへ、いろいろ問題になるところなんですけれども、し、われわれ一応長期計画をつくり出すときには、大体五カ年の計画をつくるわけでございますけれども、一応の先はやはり、見通していきたいと思ひます。で、すでに調査会の時点で、われわれ考へました計画を見ますと、四十八年以降の需要といふものは、どうなるだろうか。これが、先生のお話のありましたように、拡充法のいわゆる期限立法でございまして、それがとれるという時期でもあります。そういう負担がなくなつた場合に、負担弾性値から見まして、どれくらい需要がふえるだろうかといふようなことは、一応の試算はいたしております。ただこの問題は、非常に長期の電話の需要といふものは、それほど、どこの国でもはっきりした、いい方法で見通してゐるものはないようございまして、われわれのやつてゐる方法も、必ずしも正しい方法ではない

○鈴木強君 これは、確かにむずかしいと思ひますが、たとえばアメリカの電話の普及率といふのは、人口一人当たり何ほど、あるいはイギリスは何ほどといふことは、つかめますね。そういう最高のこれはアメリカと日本を比べるといふのは、ちよつと例がまずいかもしれませんけれども、大体日本と経済情勢が同じ国と比較した場合に、人口に対する普及率といふものはどのくらいになるかといふことは、はじいていけば、日本は一億の人口ですから、何人一台といふことは、はじいていけば、大体そこあたりが事実問題として、ひとつの外国の例としては、人口何名までは電話といふものが普及しているといふことが出てくるわけですよ。そうなつてくれば、日本は、電話は四十七年になつて、二千八百万か、九百万か、なるわけ

○鈴木強君 ですから、もつと言ふならば、四十八年、四十九年、五十年、それから五十二年、五十二年ぐらゐまでの、いわゆる第五次の五カ年計画という名前をつけられ、そういう程度の年度別の需要予測といふものはわかりませんか。

○説明員(宮崎政義君) そういふくあいにブレークダウンしておらないのです。これは、たとえば五カ年計画を出す場合に、大体いま申しました経済成長といふやうなものでリンクさせる、あるいは相関関係を求めるというほかに、いろいろな方法でバックアップしていくわけですよ。いま私が申しました成長曲線といふやうなものだけでは、実際にカーブが出たというだけでございまして、実際の、政府が超長期のたとえば経済成長といふやうなものをあつていくといふ形ではない、われわれ正式な需要といふ考へ方には立つておらないのです。ただ、全然やつてないかとおつしやる、非常に設備投資が大きい公社事業でございまして、一応考へられる方法ではつとめて進めてみたいといふだけでございまして、その需要は、具体的に年々幾らであるといふやうなところまでブレイクダウンしておりません。

○説明員(宮崎政義君) まことにむずかしい質問をされて、ここ二、三年の需要の見通しでさへ、いろいろ問題になるところなんですけれども、し、われわれ一応長期計画をつくり出すときには、大体五カ年の計画をつくるわけでございますけれども、一応の先はやはり、見通していきたいと思ひます。で、すでに調査会の時点で、われわれ考へました計画を見ますと、四十八年以降の需要といふものは、どうなるだろうか。これが、先生のお話のありましたように、拡充法のいわゆる期限立法でございまして、それがとれるという時期でもあります。そういう負担がなくなつた場合に、負担弾性値から見まして、どれくらい需要がふえるだろうかといふようなことは、一応の試算はいたしております。ただこの問題は、非常に長期の電話の需要といふものは、それほど、どこの国でもはっきりした、いい方法で見通してゐるものはないようございまして、われわれのやつてゐる方法も、必ずしも正しい方法ではない

○鈴木強君 これは、確かにむずかしいと思ひますが、たとえばアメリカの電話の普及率といふのは、人口一人当たり何ほど、あるいはイギリスは何ほどといふことは、つかめますね。そういう最高のこれはアメリカと日本を比べるといふのは、ちよつと例がまずいかもしれませんけれども、大体日本と経済情勢が同じ国と比較した場合に、人口に対する普及率といふものはどのくらいになるかといふことは、はじいていけば、日本は一億の人口ですから、何人一台といふことは、はじいていけば、大体そこあたりが事実問題として、ひとつの外国の例としては、人口何名までは電話といふものが普及しているといふことが出てくるわけですよ。そうなつてくれば、日本は、電話は四十七年になつて、二千八百万か、九百万か、なるわけ

○鈴木強君 ですから、もつと言ふならば、四十八年、四十九年、五十年、それから五十二年、五十二年ぐらゐまでの、いわゆる第五次の五カ年計画という名前をつけられ、そういう程度の年度別の需要予測といふものはわかりませんか。

○説明員(宮崎政義君) そういふくあいにブレークダウンしておらないのです。これは、たとえば五カ年計画を出す場合に、大体いま申しました経済成長といふやうなものでリンクさせる、あるいは相関関係を求めるというほかに、いろいろな方法でバックアップしていくわけですよ。いま私が申しました成長曲線といふやうなものだけでは、実際にカーブが出たというだけでございまして、実際の、政府が超長期のたとえば経済成長といふやうなものをあつていくといふ形ではない、われわれ正式な需要といふ考へ方には立つておらないのです。ただ、全然やつてないかとおつしやる、非常に設備投資が大きい公社事業でございまして、一応考へられる方法ではつとめて進めてみたいといふだけでございまして、その需要は、具体的に年々幾らであるといふやうなところまでブレイクダウンしておりません。

いくだろうし、収入もどうなっていくかわからんが、おそらく住宅電話等ももっとふえていきますと、好むと好まざるにかかわらず、料金は減っていく。さらに農村地域における、利益を度外視した、公共性の立場に立つての施設もどんどんやらなければならぬ。そうなりますと、負担金というものは、だんだん一個当たり下がっていくわけですね。だから、はたして昭和四十八年度以降、どの程度の需要が出るのか。その需要に対しては、いかにこれだけの資金的な裏づけがうまくいくのかどうか。工事能力は、私はあると思えます。最高の四十七年度の力があるわけですから、そういう意味において、たとえばこれに関連する産業メーカー、線材、器材、建設等も含めれば、その人たちが、一体四十八年度以降は、どうなっていくだろう。四十七年度まで体制を全部総動員して、公社に協力をして、ところが四十八年度になったら、二百五十万が百万になつてしまふ。いまの体制を半分にしなければならぬのじゃないか。それはやはり不安も持たします。事業に協力をしてくれる関係各位に対しても、ですから、ある程度そういう見通しはちゃんと立てていく必要があるんじゃないだろうか。こう思いましたから少し伺つたのですが、無理もないでしょう。長期のことですから、いまにわかにお聞きしても、ここでは総裁から、そういうふうないろいろな条件があるだろうが、とにかく申し込んだらすぐつく、どこでもすぐ通ずる電話というのは、昭和四十七年度以降どんなことがあつても公社はやつていくのだ、こういう御答弁が再確認の意味で聞ければそれでいいです。

○説明員(米沢滋君) 昭和四十八年度以降におきまして、結局年間の申し込みを年間において処理するわけでありまして、申し込んだらすぐつく、即時架設する、この目標は守つていきたいというふうに考えております。

○鈴木強君 それで、私は各年度別の需要供給、それとも一つは要員の問題について具体的にどういう変化をもたらすだろうかという点を実はお

伺いしたい。これはどうでしょう。大ざっぱの数字として四十七年度まで、最終的に八月にきまるので、いま聞けるのは無理のような気がするのですが、おおよそ客申等に沿つて計画を進めていった場合に、電電公社の要員というのはどういうふうな動いていくのか。これは詳しく言えば、電信とか電話部門とか、あるいは建設部門とか部門別に伺いたいのですが、そこまできつておらぬとすれば、おおよそ、特にダイヤル即時化に伴う交換要員の減ですね、また施設増に伴うその部門の要員増、こういったものと相殺をした公社の職員の数というのは、大体どういうふうになつていくんだらうか、こういう大ざっぱなところはわかりませんか。

○説明員(宮崎政義君) お答えいたします。これも公社の現在の計画という形ではありませんが、けれども、いわゆる調査会の時点において、当然支出という中には人件費の項目を見ておるわけでありまして、その際どのくらいの数字を見ておるかとお申しますと、二千百万のときには大体八万ぐらいの増員になるだろう。それからもう一つの調査会案であります設備料を三万円として、約二千百万のときは大体七万人ぐらいの増となる。これはおおよその数字でございます。現在までに、すでにわれわれが計画いたしましたいわゆる合理化というふうなもの、あるいは小局経営の問題等を一応考えに入れますと、大体そんなところに行くんじゃないだろうか、かように考えております。

○鈴木強君 運用面はどこへいきましても縮小の一步をたどっている。運用部門等は、ですから、特に女子が長い間電話交換要員として従事しておたわけですが、御苦労いただいたわけですが、そういう方々が長距離即時化、TS、TTSが入つてまいりますために、極端にいつたらダイヤルになれば一人も要らないということになりますか。全部ダイヤルでないですから、その点はどういうふうになりますか。女子はどのくらい減るのですか。

○説明員(宮崎政義君) まだそういうこまかい数字は出しておりませんが、全部ダイヤルになるのじゃないかと、私どもの見当では、おおよそ二千五百くらいは手動のままに残ると、かように考えております。

○鈴木強君 二千五百。

○説明員(宮崎政義君) 二千五百局ぐらい。しかし、これは二千五百局は残りませんが、手動局として残るのであつて、したがつて、手動即時で全国につながるわけでありまして、大体四十二年度末までの電話局数は四千八百局ぐらいになりますから、それが第三次末であります。それから第四次末には二千五百局ぐらいの手動局が残る見込みであります。ただ要措置要員とか、あるいは運用要員というものは、具体的には、具体的な局の積み上げをやらぬと、こういう数字は出ないわけですね。まだそういう段階までいっておりません。

○鈴木強君 大体の数字はわかりましたが、特に郵政に委託してある電報、電話事業を直轄化するという仕事があるわけですね。その場合に郵政省と電電公社の間で相互にいろいろ話し合いをして過剰人員についての受け入れをやっていると思ひますが、これが最近私たちが全国を回つてみますとかなり激しいですね。郵政省のほうではある局にプールします。極端なところだと、過員措置でかなりやつております。ところが電電のほうも全員をかかえるというところはなかなかむずかしいですから、うちの中で過員が生じますから、そういう意味ではなかなか郵政職員を電電に受け入れるということもむずかしいだろうし、郵政省内部で操作することもむずかしいという事態がかなり顕著になつておると思つておる。これは官房長おられますけれども、そういう意味で私が心配するのは、昭和四十七年なり昭和四十八年なり長期の計画が進んでまいりますと、一番問題になるのはこれはやはり要員対策だと思ひます。ですからそういう問題について、やはり郵政省と電電公社あるいは全電通労働組合、通労働組合、そういった関係の方々の間で、そういう問題について

では長期計画をやはり出し合つておきませんと、そのつどになりますと、たいへんなトラブルが起きると思ひますから、やはり事前からその計画を示して、万遺憾なき措置をとつていただかないといけないと思ひますが、とつていただいておると思ひますけれども、一体その状況はいまどういうふうな把握されてやつておられるのか、そこらをお伺いしたいと思います。

○説明員(遠藤正介君) 郵政省との間のいまの私どものお話ししている過員協定というものがあつたが、これはお話しのように、従来から円滑に話し合いをずっとやつてまいりましたけれども、お話しのように、今後の問題としてはこの問題がますます大きくなつてまいります。また全電通あるいは全通とそれぞれの問題がありますから、ひとつ根本的に将来を見通した上で、根本的に原則的な問題から郵政省当局と話し合いをして、この辺でもう一べん過去の実績を見直して、また将来の問題を含めて根本的な話し合いをしたいというところで、実はここ数カ月間ずっとやつております。それで非常に私どもの立場を郵政当局も理解していただいております。また私どもの立場といたしましては円満に解決できるように、現在努力中でございます。

○理事(野上元君) 答弁するときに、少し大きい声で言つてください。速記の方も非常に困つておるようでございますから。

○政府委員(鶴岡寛君) 郵政省としても、ただいま電電公社側から申し上げましたような線でご考へておまして、十二分に協調して円滑な消化等をはかりたい、このように思つております。

○鈴木強君 官房長、これは具体的な例ですけれども、山梨県の県内の合理化の要員措置の状況を見ておきますと、郵政のほうもかなり困つておるのです。たまたまそこに貯金局があるのです。貯金局で余つたのは全部プールしておるのです。これはかなり具体的にわかります。数字は私は知つておりますけれども、そこで手当などが出た場合には定員の数しかやらないが、そうするこ

オーバーしている分はいかぬ手当があるのです。そうすると百人のやつを百二十人で分けるので、分け前が少ないのです。ああいうのは私はおかしいと思うのですが、事業の性格上過員措置になつてゐるが、出すべき手当は出すと、これは本俸とか何とか、そういうものは出てるのですが、これはそういうところがあるのですがね。これはどういうわけで差別しておるのですか。過員であるうけれども郵政省の定員だ。

○政府委員(鶴岡寛君) お答え申し上げます。手当は御存じのように、予算で厳格に規制を受けております関係上、まあ一定の、たとえば貯金置局であれば、地方貯金局であれば、その貯金関係の業務について支給されておるわけでございます。したがって、そこへ従来電話交換等を扱っておりました従業員が入ってきた場合、総体の手当のワケから、まあいわばワケを越えるということになつて、現在御指摘のようなことがあつておると思つておられます。その点につきまして、それならそれをどのように措置をするかという点でございますが、まあ貯金局、地方貯金局に置きますのは、あくまでも一時的な暫定措置でございます。これを他の郵便現業の欠員あるいは増員の補充として可及的すみやかに消化をするというふうな方針で進んでおるわけでございます。ただし一部の局におきまして、まだそのような措置がうまく行なわれていないという場合に、ただいまおっしゃいますようなケースが出ておるのじゃないかと思ひます。

○鈴木強君 これはそう、他の局が増員になつたからすぐこつちに回すなんといつてみたつて、すぐそういうわけにいかないのです。なかなか人はふえないのです。山梨県の場合なんかは特に経済状態があつたことですから、これが直轄に伴つて、これは一時間半なり、しかもかなり通勤してみな通つています。しかしあなたに言うように、これは甲府の郵便局がふえるかといふと、ふえない。大休人口がだんだん減つていく県ですから。そうすると、貯金局へ女の子ですから一応

配置転換する。そこで仕事をなさつておる。ところが今度は機械化がくるというので、いつ転換させられるかわからぬ。そういう不安の中でやつていますよ。だから、あなたのおっしゃるようなかならずまいぐあいにいかぬのですよ。人間というものは、実態はそうではないのです。だからそこを十分考へて、もう少しこれは配置転換だつて——これはあとから公社に伺いますが、協約というものがあつて、通勤時間とかその他のいろいろあるわけでしょう。だからそういういかぬと思ひます。だからもう少し委託業務を一体直轄化する場合にどうしたらいいかといふことは、もう少し広い視野から検討を加えないといけないような気がするものだから、そうかといつて、ほかの県に持つてくるということも、これはなかなかむずかしからうと思ひます。もう少しその点は実態を把握していただきたいと思ひます。

○政府委員(鶴岡寛君) ただいま御指摘があつておられますように、確かに第三次の五カ年計画におきまして、いわゆる措置が困難と見られておるような人員も、発生を予想される余剰人員の四割程度はあるように存じております。私どもとしても、これは非常な部内の人事管理上あるいは労働政策上重要な問題でございます。この解決方策には、もうこれは公社の年次計画が始まりまして以来ほとんど七、八年以来、非常に頭を悩ましておる問題でございます。公社の計画を私どもの要員事情をたてにして引きとめるというわけにもいきませんので、公社といふいろいろな協定、協約を結んで善後策を講じておるわけですが、また部内の配転等につきましても、従業員組合と十分に協議をいたしまして、強制にわたらざるような意味におきまして、多少の通勤もしてもらつてかといふようなことで、現在いろいろと手を打つておる現状でございます。問題の重要性はよく認識しておりまして、極力善後策を講じておるということを申し上げておきたいと思ひます。

○鈴木強君 公社のほうでは、先ほど昭和四十七年末の要員増について八万ないし七万と、こうい

う数字を持つておられるようですが、配置転換も職種転換もどうにもならなくて、結局は過員としてかかえる場合でも、いふならば過員措置といひますか、そういうものでかかえなければならぬ人はどのくらいいるのですか。これは遠藤さんわかりますか。

○説明員(遠藤正介君) いま増員の数は、先ほど申し上げたと思ひますが、具体的な四十七年末までのいわゆる要員計画は、まだ現在の段階でちよつとやつておりませんので、正確にはわかりませんので……。

○鈴木強君 それはおかしいじゃないですか、八万人ないし七万人増員になるというのでしょ。だからさつき言つたように、運用部門は減つて施設部門がふえて、事務系統が多少ふえるところもありまして、相殺して七万人ふえるということでしょう。だつたらその根拠はわかるでしょう。

○説明員(遠藤正介君) ただ先生のおっしゃいますように、配置転換なり職種転換といふものにつきましても、おそらく御承知のように第一次、第二次、第三次でやつてまいりました配置転換程度では済まなくて、あるいは職種転換につきましても、もう少し思い切つて職種転換をしてやつていくという問題になりますと、それでも残る人間の数といふものは変わつてまいります。そういう問題については、いわゆる第四次でございますか段階で、労働組合ともいろいろ話し合ひいたしませんと、その点がはっきりいたしません。したがつて、正確な数字はいまの段階では全然まだわからなかつた、こう申し上げるよりほかはないと思ひます。

○鈴木強君 確かに言われるように、たとえば営業部門とか運用部門だけに過員の職転、配転するといふだけではとてもだめですね。したがつて職種はたくさんありますが、女子として多少無理でもやつていただくというならば、やっぱり職場開拓といふものを積極的にやりなつて、そういうものの上に立つて、一体その希望があるかないか、そして最終的にはどの程度の状態になるか、そ

うことをおつしやつておられると思ひます。そこで、いまでも一時間以内における配置転換という原則があるわけですね。なかなかこれが一時間半以上区域外といふんです。協定外の遠距離まで行かなければどうにもならぬ事態にきておると思ひます。そういうものを含めて一体女子をどういふふうによつていくかといふことの基本でもいいですね、具体的な数字わからなければ。基本方針はおきめになつてゐるのですか。

○説明員(遠藤正介君) 今度の私どものほうでやります設備計画の要員の段階で、すでに労働組合の人とそういう問題について相当突つ込んだ話し合ひをしております。具体的には、先ほどから申し上げておられますように、この要員計画の具体的なものは、やはり設備計画そのものがきまりませんとわかりませんので、それを含めまして、できるだけ早いうちに、できれば年内にそういう問題を含めて労働組合と根本的に話し合ひをし、さういふお約束でこの春いたしたわけであり、御承知のように、全電通の要員問題といふものは、すでに十年の歴史を持つておりました。ただ一方向的に反対といふだけではなくて、そういう問題について非常に真剣に考へておられる労働組合でございます。したがつて、原則的には、私どもも労働組合につきましても、先生御承知のように、第一次の五カ年計画のときには、合理化によつて首切りは出さなかつたといふことを労働協約をいたしました。さらに加えて私どもとしては、今後の様子が変わつてきて、合理化の段階においては、特に女子職員に対しては労働不安を生ぜしめない、要するに、少なくとも現在いる女子職員について、合理化に伴う労働不安は感じさせないといふことを基本原則に置いて、そして区域外配転でありますとか、職種転換でございますとか、そういう問題について、計画がまとまり次第、できるだけ早く話し合ひおつたという段階にあるわけですね。

○鈴木強君 わかりました。それで原則として第一次五カ年計画等に、いままあなたのおつしやつた合理化によつて首切りはしませんと、そういうその

基本的な考え方はやっぱりずっと続けていくと、しかしなかなかむずかしい情勢も、もちろん第一次、第二次、第三次より以上にこれからは出てくると思いますね。したがって、そういう問題をさらに首切りしないという前提に立って、特に女子職員の処遇の問題については考えていくと、こういうふうに理解しておつていいわけですね。

○説明員(遠藤正介君) おっしゃるとおり、首切りをしないということは、いまさら私どもと全電通との間ではあらためて確認することもない大原則になっておるわけです。ただ首切りをしないというだけじゃなくて、特に女子職員については、できるだけ労働不安を少なくするという、これは新しい原則になるかどうかわかりませんが、首切りをしないという前提に立ってやるということは、当然のことではありますが、さらにできるだけ労働不安をなくしていこうじゃないかという約束といえますか、基盤の上に立って話し合いを進めていこう、こう考えております。

○鈴木強君 時間もたいへんおそくなりましたからこれで終わりたいと思いますが、確かにこれらの電電の長期拡充計画は、かなりのスピードで進んでまいりますし、それに伴って要員措置等もなかなか至難な問題が出てくると思います。しかし、まあ皆さんが労働組合と約束しておる約束を十分に果たすと同時に、なお合理化によって労働条件その他についてもぜひ格段の考慮をするという、ひとつ積極的な施策を打ち立てていただいて、そして事業が従業員の期待に沿えるようにひとつ御奮闘をお願いしたいと思ひます。

きょうはこれで終わります。

○理事(野上元君) 他に御発言がなければ、本件に関する質疑は、これで打ち切りたいと思ひます。次回の委員会は四月二十六日を予定し、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会